

一時保護の開始にあたっての手続に関する 検討事項について

目次

1. 一時保護の開始にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方について 3
2. 一時保護委託の在り方について 17
3. 児童相談所の調査権の在り方について 31
4. 一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方について 35

1. 一時保護の開始にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方について

現状

(1) 一時保護の目的

- 一時保護は、「子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」(児童福祉法第33条第1項)に行われる。また、「一時保護ガイドライン」においては、一時保護期間中に「生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を決める期間となる」とされている。

(2) アセスメント・カンファレンス

- 一時保護の開始については、「子ども虐待対応の手引き」に基本的な事務フローが定められており、
通告 ⇒ 受理会議 ⇒ 安全確認 ⇒ 子どもや保護者への面接・アセスメントシートによる保護の要否判断 ⇒ 保護
という一連の流れになっている。
このうちアセスメントに関しては、アセスメントシートの様式とフローチャートが定められており、「当事者が保護を求めているか否か」、「当事者の訴える状況がさし迫っているか否か」などのチェック項目に基づいて一時保護の必要性・緊急性を判断することとしている。
- また、保護の要否判断については、担当児童福祉司個人の判断で行うのではなく、受理会議等において組織的に検討・決定していくことが必要であり、その旨「一時保護ガイドライン」や「子ども虐待対応の手引き」で示している。

【一時保護ガイドライン（抜粋）】

一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。緊急の場合においても臨時の受理会議等を開いて検討する。

【子ども虐待対応の手引き（抜粋）】

保護の要否判断については、担当児童福祉司個人の判断であってはならず、所内会議等を通じた機関決定は無論のこと、できる限り客観的で合理的な判断をしなければならない。そのためには、系統的かつ専門的な情報収集と情報整理、そして情報評価が必要である。

具体的には、判断の客観性、的確性を高めるため、リスク度判定のための客観的尺度（リスクアセスメント基準）に照らし合わせて緊急介入の必要性や緊急保護の要否判断等を行うことにより、対応の遅れや判断の躊躇等を防止し、児童福祉の専門機関としての客観的な判断を行わなければならない。

(3) 子どもへの説明・意見聴取

- 子どもへの説明に関して、「一時保護ガイドライン」では、子どもの権利擁護の観点から、一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について説明し、同意を得て行うことが望ましいとしている。
また、「子ども虐待対応の手引き」では、
 - ・ 子どもの話や言葉を十分に傾聴し、子どもに安心感を与えることが大切である
 - ・ 一時保護所のパンフレットやアルバムなどを見せて具体的な情報を提供する
 - ・ 子どもが同意しているか否かにかかわらず、基本的には、本人が帰りたくないと言うから保護するのではなく、「子どもの最善の利益を守るために、児童相談所として保護者には引き渡せないという判断をした」という説明をすることが重要などとしている。

1. 一時保護の開始にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方について

現状

○ 他方、今般実施した実態把握調査の結果によれば、一時保護の決定(決定しないことも含む)に際して子どもの意向等聴取の手続を設けている児童相談所は78%、意向等を考慮・反映する手続を設けている児童相談所は51%にとどまる。

※そのほか、平成29年度に実施した調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、一時保護の必要性について「必ず本人の同意を確認する」の割合が最も高く63.1%となっている一方で、「同意を確認しないこともある」(33.6%)、「同意を確認することはほとんどない」(0.7%)となっている。
(「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

(4) 保護者への説明・意見聴取

○ 保護者への説明に関しては、「一時保護ガイドライン」で、(3)の子どもへの説明事項と同様の事項を説明するほか、2ヶ月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましいとしている。

そのうえで、一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容及び場所を文書で保護者に通知することとしている。

論点

(1) アセスメントについて

○ 近年の死亡事例等の検証結果において適切なアセスメントが求められていることも踏まえ、アセスメントの質の向上のために、どのような方策があり得るか。

【子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第16次報告(抜粋)】

イ 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

第16次報告では、第15次報告と比較して心中以外の虐待死事例について「子どもの施設等への入所経験」が「あり」となった割合はやや増加し、一時保護解除後に子どもが死亡した事例も引き続き確認されている。

一時保護の実施について、児童相談所は市町村からの連絡等により検討する必要があるが、一時保護実施・解除の決定は児童相談所の権限行使であることから、その判断について児童相談所は、市町村の判断を踏襲するのではなく、改めてアセスメントを実施し、援助の必要性や支援方針等を判断すべきである。

(2) カンファレンスについて

○ 担当児童福祉司個人の責任とされることのないよう、組織として責任を負う運用を徹底するためにどのような対応が考えられるか。

(3) 児童の意見表明について

○ 一時保護開始に当たり、児童の意見を聴く仕組みや意見表明を支援する仕組みについてどう考えるか。

1. 一時保護の開始にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方について

論点

(4) 保護者との関係について

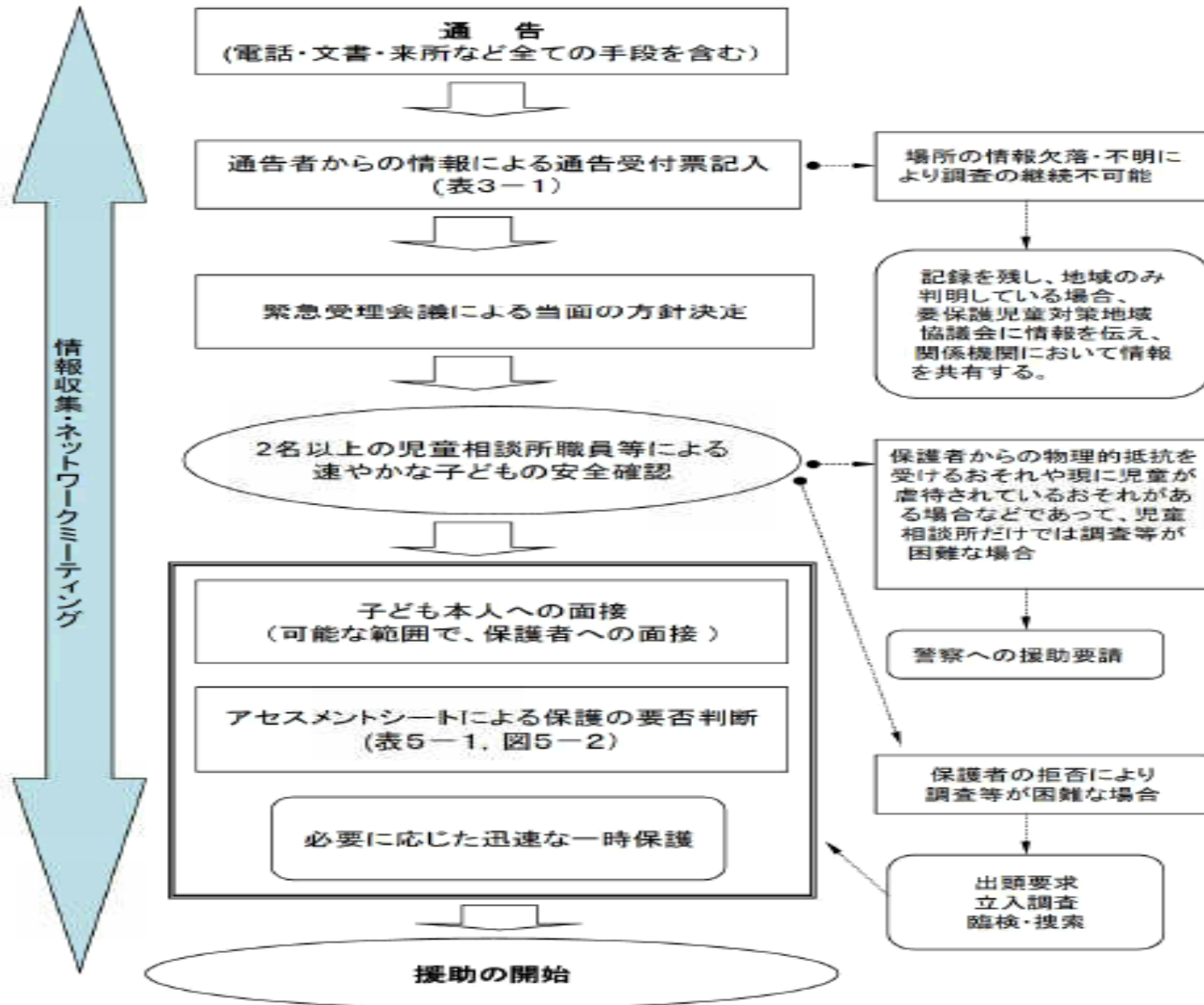
- 一時保護開始に当たり、保護者への通知の仕方、保護者の意見を聴く仕組みや意見表明を支援する仕組みについてどう考えるか。とりわけ、保護者の同意が得られない等の困難なケースについてどのように考えるか。

(5) 他機関との関係について

- 警察からの身柄付通告の件数が増えていることをどのように考えるか。

子ども虐待対応の手引き(アセスメント関係抜粋)

図5-1 子ども虐待対応・アセスメントフローチャート



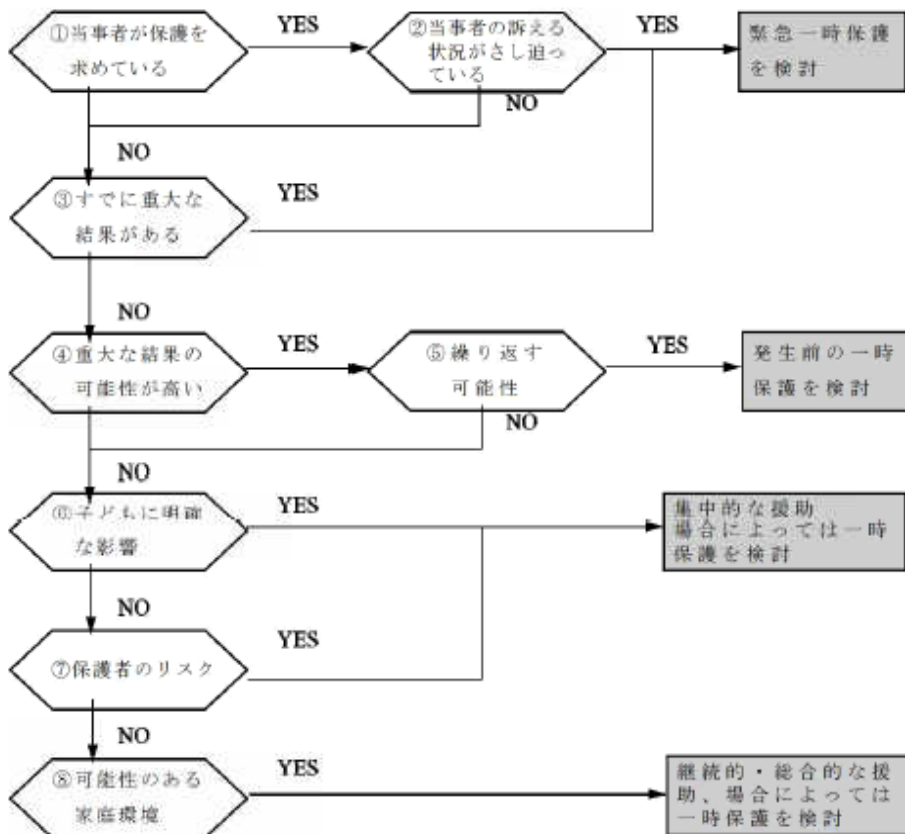
子ども虐待対応の手引き(アセスメント関係抜粋)

一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている	* 情報
② 当事者の訴える状況が差し迫っている? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど このままでは「何をしてもかすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど	
③ すでに虐待により重大な結果が生じている? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) <input type="checkbox"/> 外傷(外傷の種類と箇所: ネグレクト 例:栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、()	
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 乳幼児 生命に危険な行為 例:頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、() <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、()	
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、() 過去の介入 例:複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴() <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	
⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、() <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例:無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求める、() <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例:発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、()	
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例:拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、母子健康手帳未発行、乳幼児健診未受診、() <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例:鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、() <input type="checkbox"/> 性格的問題 例:衝動的、攻撃的、未熟性、() <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例:現在常用している、過去に経験がある、() <input type="checkbox"/> 公的機関等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない	
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例:発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、() <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例:攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、() <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例:被虐待歴、愛されなかった思い、() <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例:意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、() <input type="checkbox"/> 家族状況 例:保護者等(祖父母、養父母等を含む)の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産ひとり親家庭等()	

図5-2

一時保護に向けてのフローチャート



(解説)

- A ①②③のいずれかで「はい」がある時 → 緊急一時保護の必要性を検討
- B ④に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき → 次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討
- C ①～⑤いずれにも該当項目がないが⑥⑦のいずれかで「はい」がある場合
 → 表面化してはなくても深刻な虐待が起きている可能性
 → あるいは虐待が深刻化する可能性
 → 虐待リスクを低減するための集中的援助。その見直しによっては一時保護を検討
- A～Cのいずれにも該当がなく、⑧のみに「はい」がある場合
 → 家族への継続的・総合的援助が必要。場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討する

子ども虐待対応の手引き(アセスメント関係抜粋)

4. リスクアセスメントシートによる一時保護の要否判断

(1) 客観的判断の必要性

保護の要否判断については、担当児童福祉司個人の判断であってはならず、所内会議等を通じた機関決定は無論のこと、できる限り客観的で合理的な判断をしなければならない。そのためには、系統的かつ専門的な情報収集と情報整理、そして情報評価が必要である。

具体的には、判断の客観性、的確性を高めるため、リスク度判定のための客観的尺度(リスクアセスメント基準)に照らし合わせて緊急介入の必要性や緊急保護の要否判断等を行うことにより、対応の遅れや判断の躊躇等を防止し、児童福祉の専門機関としての客観的な判断を行わなければならない。

(2) 情報収集

一般の相談援助の場合でも始めからすべての情報が得られるわけではないが、特に児童虐待が疑われる事例では、不確実な情報から出発することが多い。したがって、児童相談所や市区町村内部で情報を集約できる体制を整えることはもちろん、関係機関とも早い時期から情報を共有することが重要である。たとえば、福祉事務所と市区町村保健センター等と児童相談所が把握している情報を総合すれば、子どもの生命に危険があることが判ったはずなのに、情報を共有しなかったために、断片的な情報のままアセスメントを行い、判断を誤ったというようなことがあってはならない。情報の共有化を図るためには、電話連絡だけでなく、文書による連絡や個別ケース検討会議の開催など、様々な連携方法を工夫する必要がある。

虐待が疑われる場合、情報収集に許される時間が限られている場合もある。このため、当面の判断に必要な情報を優先して集めることもひとつの手法であり、表5-1に示した「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」にある事項に沿った情報を優先的に集め、その後の情報に関しては随時更新を行い、再アセスメントが必要な情報がもたらされれば躊躇なく行うこと。

緊迫した状況などでは、児童相談所や市区町村の職員が情報を聞き漏らしたり、尋ね忘れてすることも起こりやすい。必要な情報を漏れの無いように収集するためにもこのアセスメントシートを活用すべきである。ただし、このシートは情報の整理と判断を目的としているので、十分な記述欄が備えられてはいない。シートには要点のみを記すこととし、詳細な情報は別に記録する必要がある。

(3) 情報整理(アセスメントシートの記入)

持ち寄った断片的な情報を一つに統合するためには、情報整理の枠組みが必要である。シートに記入する際には、まず、各群の中の小項目から記入する。それぞれの小項目について該当すれば□の中にチェックをつける。チェックを付けるかどうか迷うような場合は、まずはチェックを付けておいて、第④群の判断をする段階で十分に協議する。小項目に「例」が掲げられている場合には、該当するものを○で囲む。例に示されていない場合は()内に記述する。

各群の中で、一つでもチェックが付いた項目がある場合、その群の見出しとなっている質問について「はい」の方にチェックを付ける。たとえば、「外傷」という項目にチェックがあれば、その群の見出しとなっている「すでに虐待により重大な結果が生じている？」という質問に対し、「はい」の方にチェックを記入する。

右側の自由記述欄には、小項目や見出し項目に関してチェックがついた状況を理解するのに必要な情報を記入する。

子ども虐待対応の手引き(アセスメント関係抜粋)

(4)情報評価(アセスメントシートを用いた判断)

上記のように記入すると、第①群から第⑧群までの各見出し項目に「はい」または「いいえ」のチェックが記入された状態となる。この結果に基づき、図5-2「一時保護決定に向けてのフローチャート」をたどる。

以下、図5-2について解説する。

- ① 表5-1 の第①～第③群のいずれかで「はい」がある時 → 直ちに一時保護を検討する必要がある。
- ② 表5-1 の第④群に該当項目があり、かつ第⑤群にも該当項目がある時 → 次の虐待が発生しないうちの保護を検討する必要がある。
- ③ 第①～⑤群のいずれにも「はい」がないが、第⑥群または第⑦群のいずれかで「はい」がある時＝虐待やネグレクト発生につながる危険因子(リスク要因)がある。
 - 表面化していなくても深刻な虐待が起きている可能性がある。
 - 虐待が深刻化する可能性がある。
 - リスクを低減するための集中的援助を計画する。その見通しによっては一時保護の検討が必要。
- ④ 第①～⑦群のいずれにも「はい」がなく、第⑧群のみに「はい」がある時
 - 現状では虐待やネグレクトを理由に一時保護するに足りる情報は得られていない。しかし、虐待やネグレクトの発生につながる家族内外のリスク要因はあるので、家族への継続的・総合的援助が必要。

表5-1 および図5-2 は、一時保護の必要性をできるだけ客観的に判断するための補助的な道具として用いられるべきものであり、機械的に判断すべきではない。それぞれ、チェックが付いた項目について、基となった情報に戻り状況を十分に理解、分析することが的確な判断につながる。そして、表5-1 および図5-2を参考にしつつ、児童相談所や市区町村内で協議して一時保護の要否を判断し、決定する必要がある。

また、一時保護の要否をできる限りの確に判断するためには、できる限り幅広く情報を集め、総合的な判断をすることが重要である。仮に第①群から第⑤群で「はい」にチェックがついた場合であっても、時間の許す限り、第⑧群までの項目を含めて情報収集に努めなければならない。しかし、一方で、緊急を要する状況なのに第⑧群までの情報がすべて集まっていないことを理由にして介入を遅らせるべきではない。

たとえば、乳幼児が頭部に外傷を負って複数回目の入院をしたとすれば、表5-1 の第③群と第④群、第⑤群に「はい」のチェックが記入されることになり、リスクアセスメントの結果としては、一時保護まで考える必要がある重大事態であることを示唆している。

しかし、少なくとも退院までの時間的な余裕がある場合は、その間、関係機関へ照会するなどして、子どもや家族の状況についての情報収集を継続し、よりの確な結論を出せるように努めるべきである。しかし、子どもが退院する時点で、保護者の生育歴に被虐待歴があるかどうか分からないなどリスクアセスメントが未完了だという理由で、判断を遅らせてはならない。

いずれにしても、リスクアセスメントをすることにより、情報収集を綿密に行いながら、速やかに判断することが必要である。

一時保護ガイドライン(説明・意見聴取関係抜粋)

5 一時保護の手続

(1)一時保護の開始の手続

(略)

一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましい。ただし、緊急保護の場合等子どもの安全確保等のため必要と認められる場合には保護者の同意は必須ではない。この場合にも、子どもへの説明は十分に行う必要がある。

(略)

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。

また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。

子ども虐待対応の手引き(説明・意見聴取関係抜粋)

6. 一時保護の説明

(略)

(1)子どもへの説明

① 子ども本人が、帰宅を拒否し保護を求めている場合

子どもに対して虐待の事実関係や状況等を確認するのはもちろんのことであるが、まず、子どもの話や言葉を十分に傾聴し、子どもに安心感を与えることが大切である。

保護者の同意がなくても安全に生活できる場があることを伝え、一時保護所のパンフレットやアルバムなどを見せて具体的な情報を提供する。併設されている場合は、他児との関係などにも配慮して支障がなければ見学させてもよい。「少し親と離れて生活しながら、これからのことをいっしょに考えよう」などと話し、ひとりで問題に立ち向かうのではないということを伝え、不安な気持ちを少しでも取り除くような配慮が必要である。

また保護者には一時保護の告知を行うが、その際、保護は子どもの状況を把握した児童相談所の判断により実施したのであり、子どもの意向により判断したのではないことを明確に伝え、また子どもにもそのようにあらかじめ説明する。

面会や引取りについても、子どもの意向を聞いて判断するという子どもに説明し、児童相談所として「安全を確認できない限り、親元に戻すことはない」という保証をする必要がある。

② 子ども本人が、一時保護を躊躇したり拒否している場合

虐待を受けた子どもは、人間に対する不信感を抱いていたり、心を開いて本当の気持ちを表現できないことが多い。保護者の前では萎縮して保護者の意向にそった返事しかできないこともある。また、悪いのは自分だから仕方がないと思いついていたり、家を出ることで親から見捨てられるのではないかと不安から、自分からはなかなか判断できないような場合もある。

したがって、虐待の事実があり、保護者からの分離が必要と判断される事例で、子ども本人が一時保護を躊躇したり、拒否する場合は、虐待の原因は子どもにあるのではないこと、児童相談所として「子どもの身の安全を確保するために、保護者には引き渡せない」という判断をしていることを子どもにわかりやすく伝える必要がある。

その上で、一時保護所について具体的な紹介をして、少しでも不安感の除去に努め、保護者の元を離れる心情を受け止めながら、一時保護の同意が得られるように説得する。

いずれにせよ、子どもが同意しているか否かにかかわらず、基本的には、本人が帰りたいと言わずから保護するのではなく、「子どもの最善の利益を守るために、児童相談所として保護者には引き渡せない」という判断をした」という説明をすることが重要である。

子ども虐待対応の手引き(説明・意見聴取関係抜粋)

(2) 保護者への説明

(略)

① 保護者が保護を求めてきた場合

保護者自らが、子どもを預かってほしいと希望し電話や相談をしてくる事例がある。このような場合は、子どもや保護者の心身の状態を見極め、必要であれば、速やかに一時保護を行う。保護者の言いなりになって簡単に預かっていいのだろうかと躊躇して判断のタイミングを逸すると、実際に虐待につながってしまったり、その後の援助の展開が難しくなることもあるので、迅速に対応することが重要である。

現に重大な虐待が疑われるために一時保護が必要と判断されるケースで、保護者の意向により保護する形をとると、保護者が引取りを要求してきた際に、子どもの安全が確保できないと思われても保護者の要求を拒む理由がなくなってしまう可能性がある。このような事態を避けるためには、保護者の気持ちを受容しつつも、保護者や子どもの状況等が改善されるまでは、児童相談所の判断において一時保護を継続する旨を伝えるとともに、引き取れるようになるためには保護者として何をすべきか、児童相談所としてはどのような援助が可能であるのかをはっきり伝えることが重要である。

② 関係機関からの通告の場合

関係機関からの通告で、調査の結果により一時保護が必要と判断した場合、児童相談所としては、保護者の意図がどうであれ、保護者の元に子どもを置くことが子どもの安全にとって好ましくない、あるいは安全を確保した上での慎重な調査を要するとみられるときには、必要に応じて保護することがあることを毅然とした態度で保護者に伝え、一定の期間は保護が必要であることを理解してもらうよう説明することが基本となる。

しかし、それでも納得しない時は、児童相談所長は保護者の同意がなくとも、職権で一時保護ができること、この決定に不服がある場合は行政不服審査法に基づき不服申立等を行うことができることを伝え、一時保護する。

また、他の関係機関ですでに関わりがあり、一時保護を勧められるような関係が持っている場合は、協力を依頼してもよい。しかし、そのことでその機関と保護者との援助関係が切れてしまうことが危惧される場合は差し控えなければならない。

保護者や家族の状況がよくわからない場合、あるいは保護者が同意しないと思われる場合は、関係機関の協力を得て子どもの安全の確認を早急に行わなければならない。

緊急に保護が必要と判断される場合は、いずれにしても、関係機関の協力を得て、先に子どもの安全を確保した上で、保護者に伝えるようにする。先に子どもを一時保護した場合も、できるだけ速やかに保護者に連絡しなければならない。

③ 一時保護告知の留意事項

一時保護に伴ってなされる「告知」の内容は、子どもの安全についての緊急かつ深刻な事態と、その事態への保護者の気付きの促しであり、子どもの安全に関する保護者の責任についての指摘である。問題を保護者の「加害性」に固着させるのではなく、子どもの「危険性」を指摘する。

他方、一時保護に始まる児童相談所の介入は、子どもの安全を守ることに於いて、保護者が責任を果たせないでいることへの緊急対応であり、そこで示される内容は、保護者が責任をもって子どもの安全を守れるようになるまで、介入・指導援助することである。保護者は、たいていの場合、「余計なお世話」であるとの反応を示すが、児童相談所としては、「保護者の子どもの安全における責任と協力義務」を告げるとともに、児童相談所には子どもの安全について、誰に対しても妥協することのできない責任があるとの態度で臨むことが大切である。

一時保護は行政処分として行政不服審査の対象となり、保護者に一時保護の事実とともに不服申立ができることを告知する必要がある。その場合には、一時保護所の具体的な所在地までも記載するのが原則である(児童相談所運営指針の別添参考様式「一時保護決定通知書面」参照)。

但し、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、保護者が児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認められるときは、児童の住所又は居所を明らかにしないこととされている。(児童虐待防止法第12条第3項)

当初、一時保護所の所在地を告知したが、その後連れ戻し等が行われ再び児童虐待のおそれが起きた場合には、他の一時保護所への変更や児童福祉施設の委託一時保護に変更した上で、一時保護所の所在地を明らかにしないなどの対応が必要となる。

なお、一時保護の告知は父母が共同親権者の場合は、両親あてに通知することが原則である。しかし、DV被害により配偶者等から避難している親子の子どもを保護した場合には、通知によって被害者の所在が特定されないよう、特段の配慮が求められる。

一時保護先の変更や委託一時保護への変更は新たな行政処分ではないが、保護者に対して変更した旨の説明は行う。但し、一時保護先を知らせていない場合は、変更先を伝えないこともある。

各種手続における子どもの意向等の聴取について（実態把握調査より抜粋）

- ◇ ①一時保護等の決定、②入所措置等の決定、③一時保護や措置中の生活、④措置の解除の各局面で、子どもの意向等聴取の手続を設けている児童相談所は8割程度、意向等を考慮・反映する手続を設けている児童相談所は5～6割程度あった。
- ◇ 方法としては「児童福祉司等との面接」、「権利ノートやはがきの活用」、「意見箱の活用」などがあった。

○ 以下の各手続において、子どもの意向等を聴取し、その意向等を考慮・反映する手続を設けているか

	(i) 意向等聴取の手続を設けている	(ii) 意向等を考慮・反映する手続を設けている
①一時保護、指導等の決定（一時保護、指導等をしないことの決定を含む）	170 (78%)	111 (51%)
②入所措置等の決定・変更（入所措置等をしないことの決定を含む）	179 (82%)	129 (59%)
③一時保護、施設・里親家庭等での生活状況	183 (84%)	141 (64%)
④措置の解除	176 (80%)	123 (56%)

○ 具体的な子どもの意向等の聴取方法、その意向等を考慮・反映する手続を設けているか

(i) 意向等を聴取する具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○聴取方法 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司、児童心理司、施設職員との面接により確認 ・権利ノート・はがきを渡して利用方法を説明 ・意見箱の利用 ・年齢や状態により、弁護士による意見聴取の機会を設ける ・一時保護や入所時に、口頭、文書、児童権利ノートによる説明を実施した上で意向確認を行う ○聴取結果の記録 <ul style="list-style-type: none"> ・児童記録票、援助指針票、自立支援計画、判定・援助方針会議録などに「児童の意向」欄がある ・文書フォーマットに「児童の意向」欄がある
(ii) 意向等の考慮・反映を担保する具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・書類や記録に「児童の意向」欄を設けて記載する ・児童からの聴取内容を児相内の会議で共有・考慮する ・権利ノートを配布している ・訪問調査や児童に対するアンケートで把握 ・意見箱を設置している ・一時保護や措置の際、口頭や文書で児童本人同意を得ている ・児童福祉審議会等に諮問している ・職員への意識付け・啓発等 ・アドボケイト事業を施行運用している ・施設や里親に対し、配慮の上、子どもの意向を伝達する

各種手続における子どもの意向等の聴取について（実態把握調査より抜粋）

- ◇ 意向等の聴取、意向等の考慮・反映における課題としては、「意見表明できない児童の意向確認の方法」、「児相職員や施設職員は中立的立場でないこと」、「必ずしも児童の意向が反映できないこと」、「聴取側の体制不足」などが挙げられた。

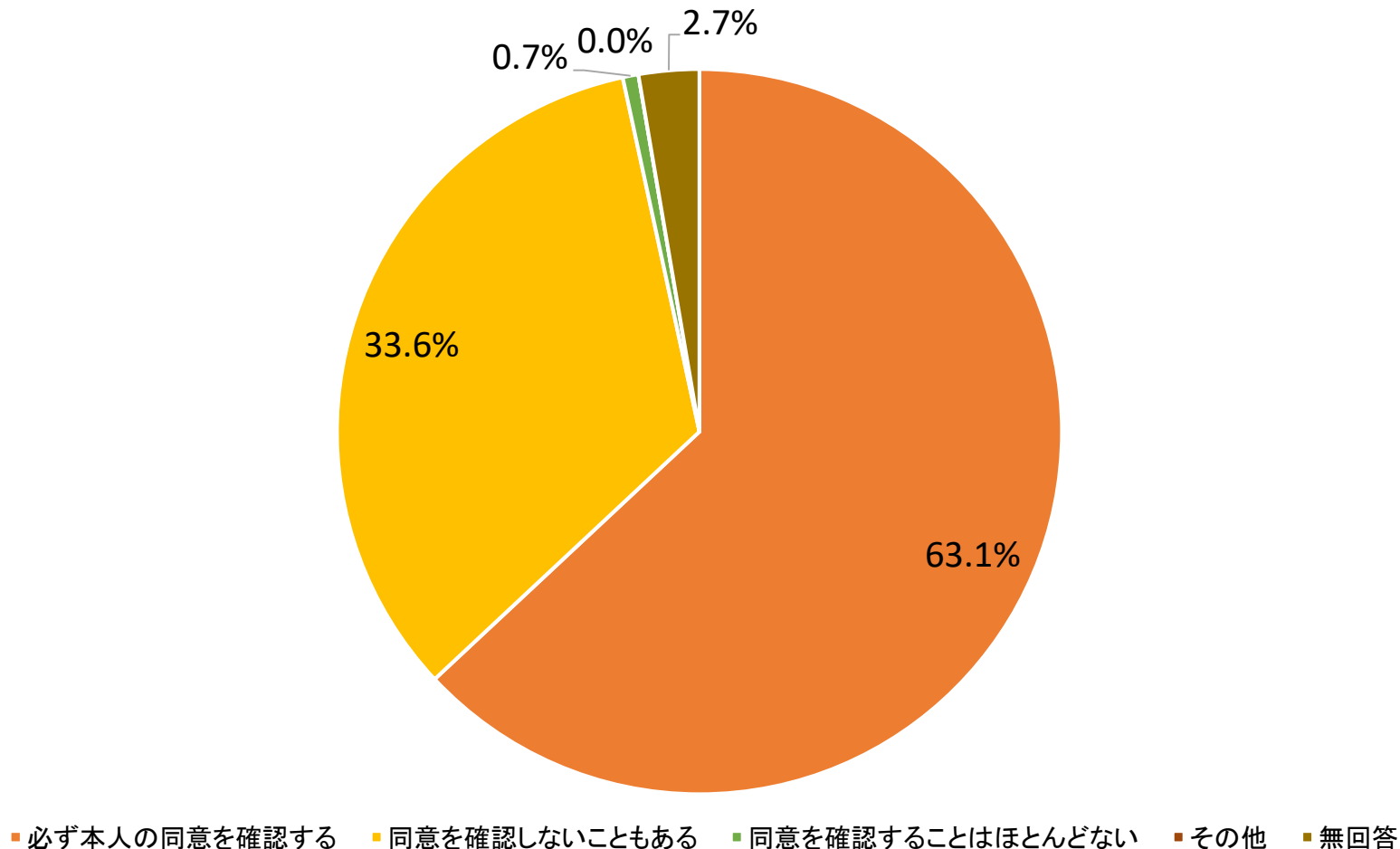
○ 具体的な子どもの意向等の聴取や意向等の考慮・反映における課題等

意向等の聴取における課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を表明できない（しづらい）児童の意向確認の方法 ・児童相談所職員や施設職員が聴き取ると中立的な立場ではない ・具体的な意見聴取方法について通知やフォーマット等を定めるべき ・聴き取った児童の意向が必ずしも反映できず、その後の本人への説明や納得に時間を要したり、説明が十分でないこともある ・担当児童福祉司の力量等に左右される ・児童が面会を拒否する場合に意向の確認が困難 ・弁護士等の第三者の資源を増やすべき ・聴き取った児童の意向が真意とは限らない ・今後、より意見を表明しやすい仕組みを構築する必要がある。
意向等の考慮・反映における課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・必ずしも児童の意向を組んだ決定にならないこと、その場合の説明方法 ・児童の意向に沿うことが子どもの福祉になるとは限らないこと ・資源が足りないことがある ・確認した意向を反映する仕組みがない ・児童の状況に応じて意見聴取をしているがシステムとして行っているわけではない ・聴取側の体制が不足している

一時保護の必要性についての子ども本人の同意の有無

○ 平成29年度に実施した調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、一時保護の必要性について「必ず本人の同意を確認する」の割合が最も高く63.1%となっている一方で、「同意を確認しないこともある」(33.6%)、「同意を確認することはほとんどない」(0.7%)となっている。

一時保護の必要性についての子ども本人の同意の有無(n=149)



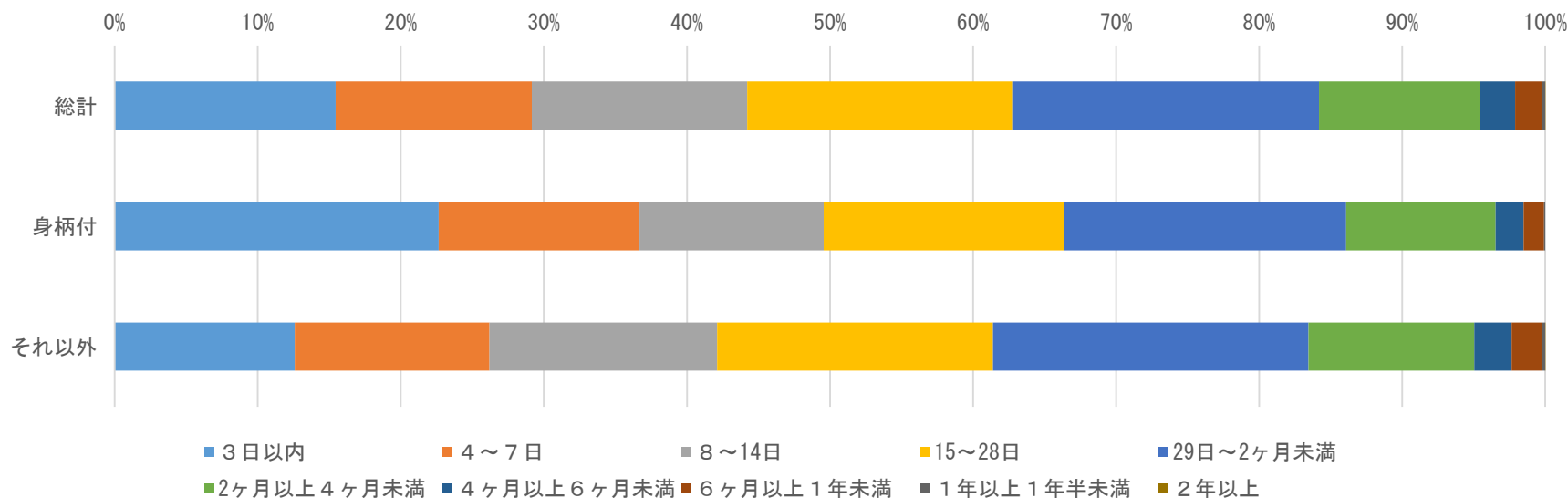
警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護とそれ以外の一時保護それぞれの件数
 (一時保護の期間別) (実態把握調査より抜粋)

[単位：件]

	3日以内	4～7日	8～14日	15～28日	29日～ 2ヶ月未 満	2ヶ月以 上4ヶ月 未満	4ヶ月以 上6ヶ月 未満	6ヶ月以 上1年未 満	1年以上 1年半未 満	2年以上	総計
総計	2023	1798	1975	2435	2804	1478	318	250	26	1	13110
身柄付	15%	14%	15%	19%	21%	11%	2%	2%	0%	0%	100%
虐待	838	519	476	622	729	387	72	53	3	0	3700
虐待以外の養 護	23%	14%	13%	17%	20%	10%	2%	1%	0%	0%	100%
障害	478	278	308	414	483	261	53	41	2	0	2319
非行	21%	12%	13%	18%	21%	11%	2%	2%	0%	0%	100%
保健・育成そ の他	199	136	76	113	106	38	6	6	0	0	680
	29%	20%	11%	17%	16%	6%	1%	1%	0%	0%	100%
それ以外	6	0	1	2	1	1	0	0	0	0	11
	55%	0%	9%	18%	9%	9%	0%	0%	0%	0%	100%
虐待	122	77	63	76	112	77	11	5	1	0	544
虐待以外の養 護	22%	14%	12%	14%	21%	14%	2%	1%	0%	0%	100%
障害	33	28	28	17	27	10	2	1	0	0	146
非行	23%	19%	19%	12%	18%	7%	1%	1%	0%	0%	100%
保健・育成そ の他	1185	1279	1499	1813	2075	1091	246	197	23	1	9410
	13%	14%	16%	19%	22%	12%	3%	2%	0%	0%	100%
虐待	550	606	751	1035	1334	691	177	146	18	1	5309
虐待以外の養 護	10%	11%	14%	19%	25%	13%	3%	3%	0%	0%	100%
障害	453	524	592	589	555	296	50	35	3	0	3098
非行	15%	17%	19%	19%	18%	10%	2%	1%	0%	0%	100%
保健・育成そ の他	13	10	11	18	16	5	2	1	0	0	76
	17%	13%	14%	24%	21%	7%	3%	1%	0%	0%	100%
虐待	58	55	56	67	75	45	9	7	1	0	373
虐待以外の養 護	16%	15%	15%	18%	20%	12%	2%	2%	0%	0%	100%
障害	111	84	89	104	95	54	8	8	1	0	554
非行	20%	15%	16%	19%	17%	10%	1%	1%	0%	0%	100%
保健・育成そ の他											

【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査】

警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護とそれ以外の一時保護それぞれの一時保護の期間の分布（実態把握調査より抜粋）



警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護の件数（実態把握調査より抜粋）

[単位：件]

	今回調査	H28調査	伸び率
総数	3700	2562	1.4倍
虐待を理由とする	2319	1478	1.6倍
虐待以外の養護を理由とする	680	425	1.6倍
障害を理由とする	11	6	1.8倍
非行を理由とする	544	542	1.0倍
保健・育成その他を理由とする	146	111	1.3倍

【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査

「H28調査」欄は、平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間の同様の調査結果】

2. 一時保護委託の在り方について

現状

- 一時保護は、都道府県が設置する一時保護所に保護するほか、警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他適切な者に委託することができ、平成30年度の一時保護46,497件（うち虐待24,864件）のうち、
 - ・ 一時保護所への一時保護が25,764件（うち虐待14,468件）
 - ・ 児童福祉施設等への一時保護委託が20,733件（うち虐待10,396件）となっている。

- この委託について、一時保護ガイドラインでは、
 - ・ 乳幼児の一時保護については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討するが、緊急保護のため委託先の里親が即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討する。
 - ・ 学齢以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、施設を選択することが必要である。といった基本的な考え方を示している。

- ※ このほか、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）に一時保護を委託することができる、と示している。
 - ・ 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合
 - ・ 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないと判断される幼児の場合
 - ・ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
 - ・ 非行、心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
 - ・ これまで育ててきた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）
 - ・ 現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもであって、里親等や他の種類の児童福祉施設等あるいは専門機関において一時的に支援を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
 - ・ その他特に必要があると認められる場合また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第28条第1項又は第33条の7の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、里親等、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

2. 一時保護委託の在り方について

現状

- 虐待による一時保護委託(10,396件)の委託先は児童養護施設の割合が最も高く37.2%、次いで里親(18.2%)、乳児院(15.3%)が多くなっている。(平成30年度)
 - また、一時保護委託を行った子どもの年齢をみると、0～5歳の割合が最も高く44.7%、次いで6～11歳(27.2%)、12～14歳(14.8%)、15歳以上(13.3%)となっている。(平成30年度)
 - 平成29年度に実施した調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、
 - ・ 委託を選択した理由としては「基本的な生活習慣が自立していない子どものため」が最も多く32.1%、次いで一時保護所に空きがなかったため(21.8%)となっているほか、15歳以上では「通園、通学保障のため」の割合が21.1%と高くなっている
(「一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究」三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
- また、同調査研究では所内一時保護と比べた場合の(子どもの立場から見た)メリット・デメリットについても児童相談所に調査しており、
- ・ メリットとしては、「通園・通学ができる」が最も多く63.1%、次いで「制限の少ない環境で過ごすことができる」(47.0%)、「開放的な環境で過ごすことができる」(45.6%)等が挙げられており、
 - ・ デメリットとしては、「安全性が十分でない」が最も多く55.7%、次いで「児童相談所から一時保護委託先への情報提供が不足がち」(34.9%)等が挙げられている。

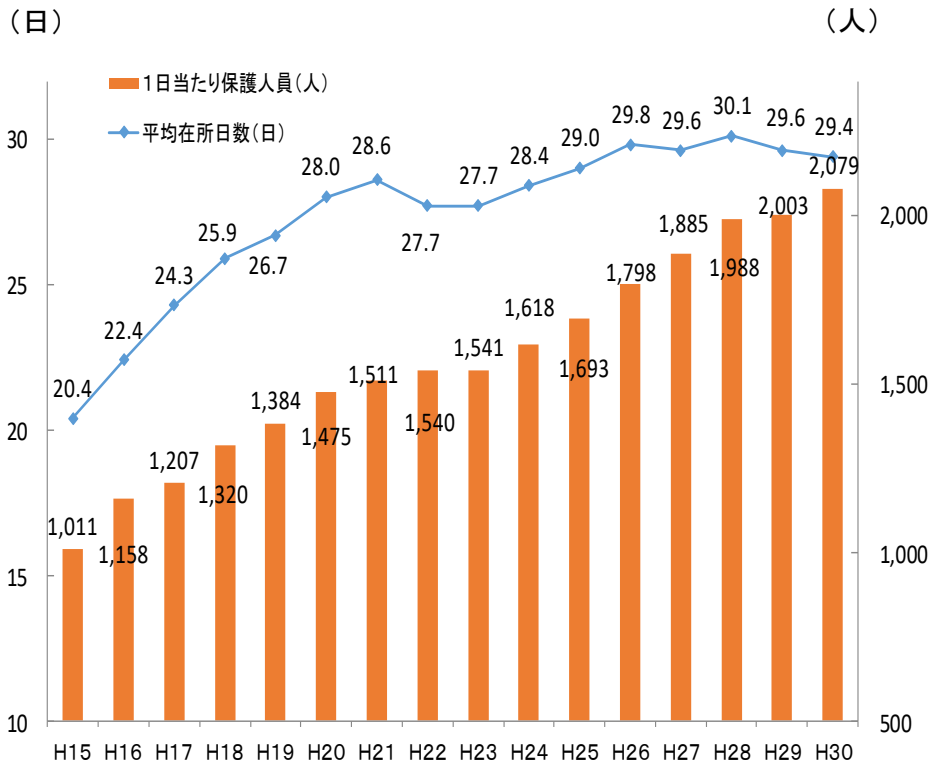
論点

- 一時保護委託を適切に進めるにあたり以下の点をどのように考えるか。
 - ・ 一時保護委託、所内一時保護の機能、役割
 - ・ 子どもの状態と委託先のマッチングの在り方
 - ・ 里親・専用施設等の委託先の確保方策
 - ・ 委託先への研修や支援体制の充実

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員は、平均在所日数ともに増加傾向

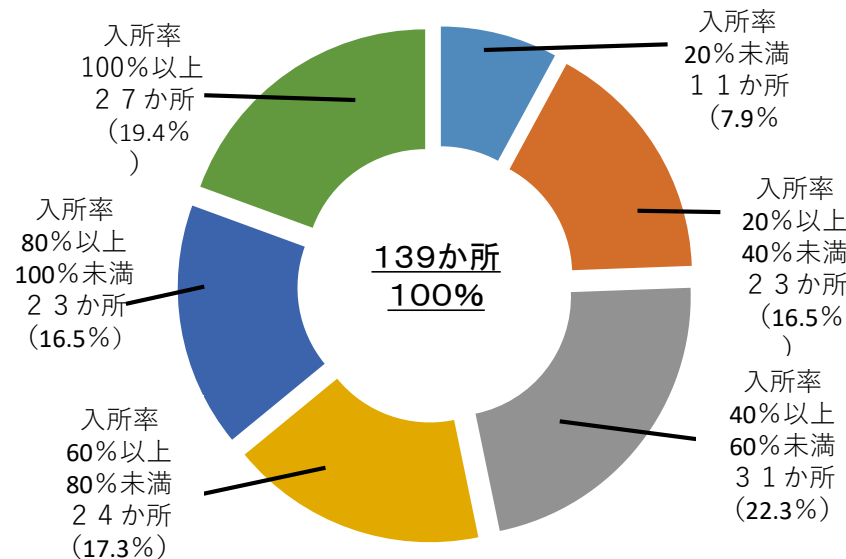


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【福祉行政報告例】

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H31.1～R1.12の間の一時保護所(139カ所)の平均入所率

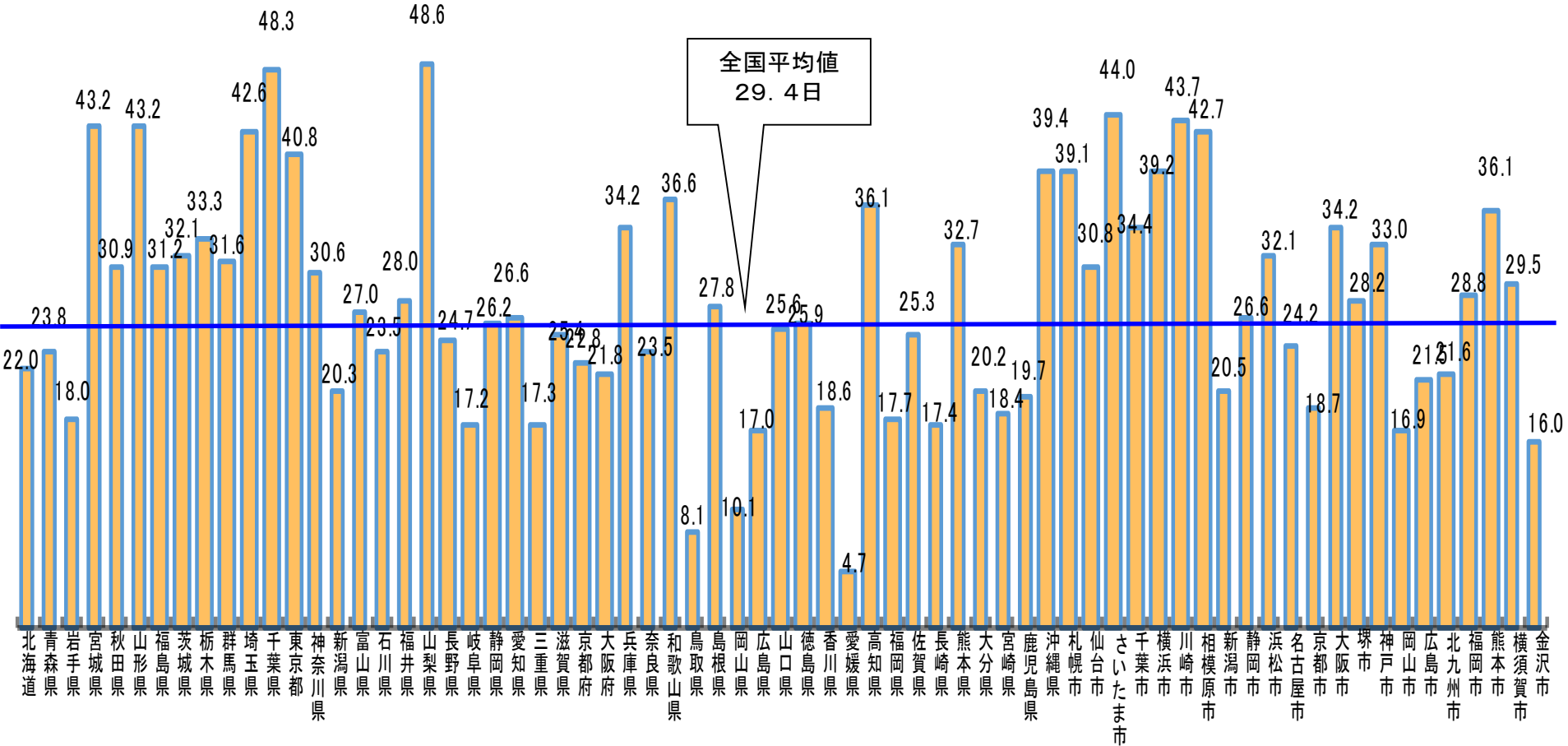
【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

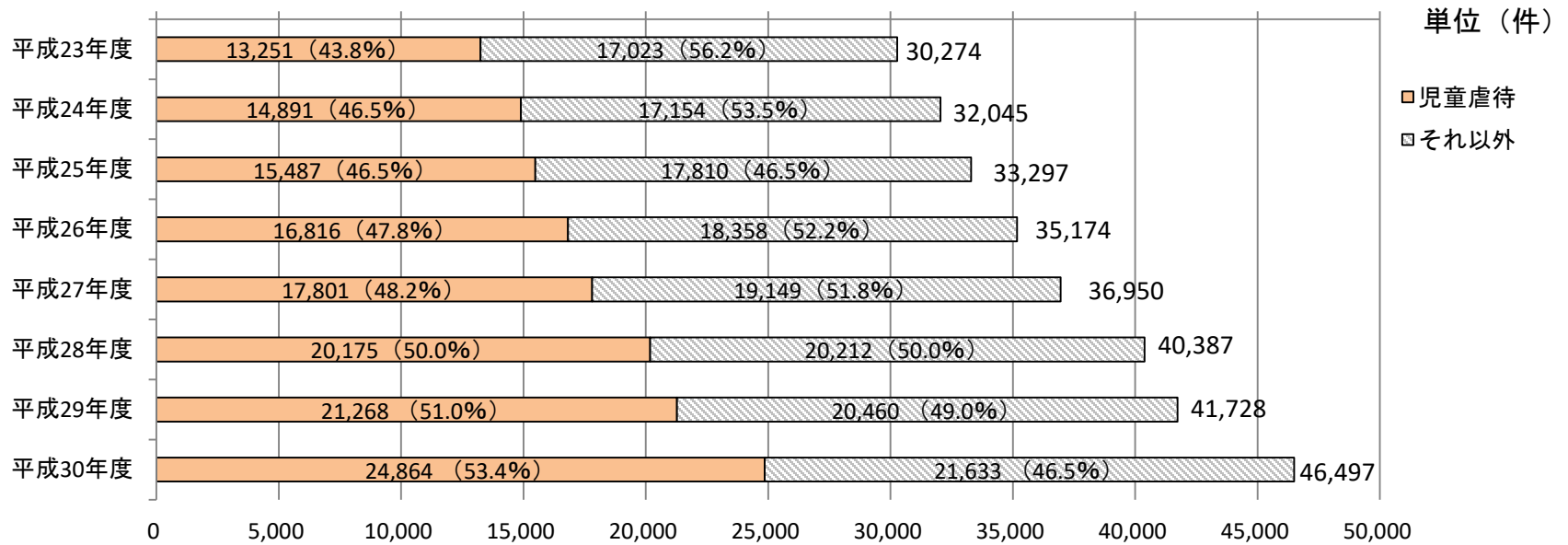
○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

○ 全国平均値 : 29.4日 (前年度平均値 : 29.6日)

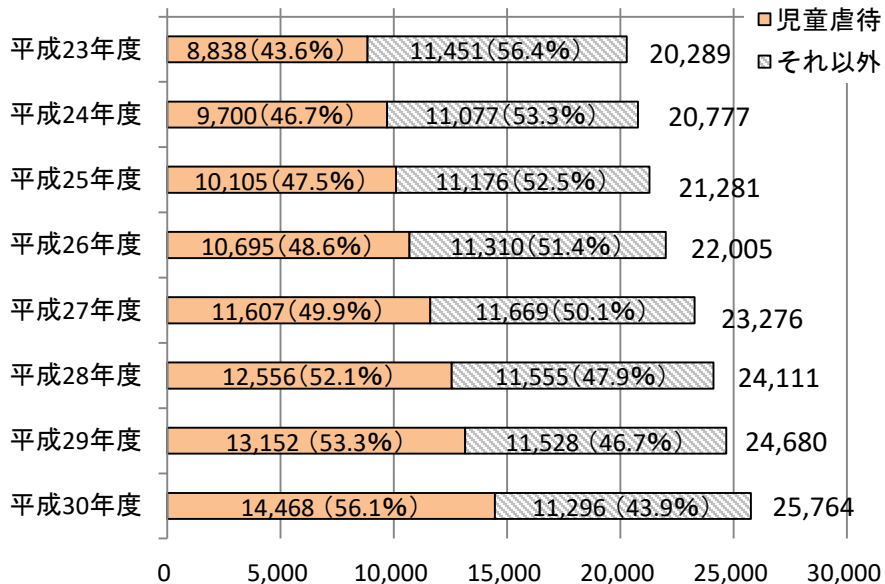
(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



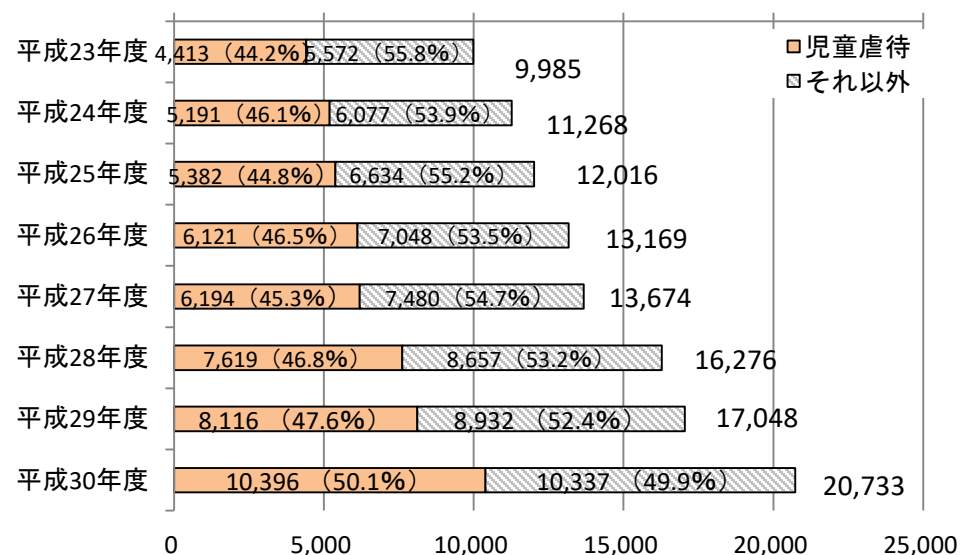
一時保護の状況



一時保護所への一時保護



児童福祉施設等への一時保護委託



児童虐待による一時保護委託の状況①

○ 虐待による一時保護委託(10,396件)の委託先は児童養護施設の割合が最も高く37.2%、次いで里親(18.2%)、乳児院(15.3%)が多くなっている。(平成30年度)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時保護所内	8,670 [68.4%]	8,838 [66.7%]	9,700 [65.1%]	10,105 [65.2%]	10,695 [63.6%]	11,607 [65.2%]	12,556 [62.2%]	13,152 [61.8%]	14,468 [58.2%]
一時保護委託	4,003 [31.6%]	4,413 [33.3%]	5,191 [34.9%]	5,382 [34.8%]	6,121 [36.4%]	6,194 [34.8%]	7,619 [37.8%]	8,116 [38.2%]	10,396 [41.8%]
児童養護施設	1,807 (45.1%)	1,935 (43.8%)	2,279 (43.9%)	2,229 (41.4%)	2,539 (41.5%)	2,523 (40.7%)	2,960 (38.9%)	2,860 (35.2%)	3,868 (37.2%)
乳児院	826 (20.6%)	810 (18.4%)	1,050 (20.2%)	903 (16.8%)	1,090 (17.8%)	1,109 (17.9%)	1,274 (16.7%)	1,501 (18.5%)	1,591 (15.3%)
児童自立支援施設	38 (0.9%)	43 (1.0%)	64 (1.2%)	61 (1.1%)	74 (1.2%)	69 (1.1%)	81 (1.1%)	85 (1.0%)	76 (1.0%)
情緒障害児短期治療施設	67 (1.7%)	56 (1.3%)	62 (1.2%)	58 (1.1%)	66 (1.1%)	58 (0.9%)	83 (1.1%)	74 (0.9%)	71 (0.7%)
障害児関係施設	226 (5.6%)	267 (6.1%)	310 (6.0%)	371 (6.9%)	406 (6.6%)	452 (7.3%)	487 (6.4%)	467 (5.8%)	596 (5.7%)
その他社会福祉施設	136 (3.4%)	114 (2.6%)	150 (2.9%)	123 (2.3%)	132 (2.2%)	129 (2.1%)	135 (1.8%)	143 (1.8%)	180 (1.7%)
警察等	101 (2.5%)	189 (4.3%)	192 (3.7%)	282 (5.2%)	226 (3.7%)	399 (6.4%)	580 (7.6%)	687 (8.5%)	999 (9.6%)
里親	436 (10.9%)	532 (12.1%)	583 (11.2%)	662 (12.3%)	941 (15.4%)	783 (12.6%)	1,161 (15.2%)	1,408 (17.3%)	1,890 (18.2%)
その他	366 (9.1%)	467 (10.6%)	501 (9.7%)	693 (12.9%)	647 (10.6%)	672 (10.8%)	858 (11.3%)	891 (11.0%)	1,125 (10.8%)
一時保護総数	12,673	13,251	14,891	15,487	16,816	17,801	20,175	21,268	24,864

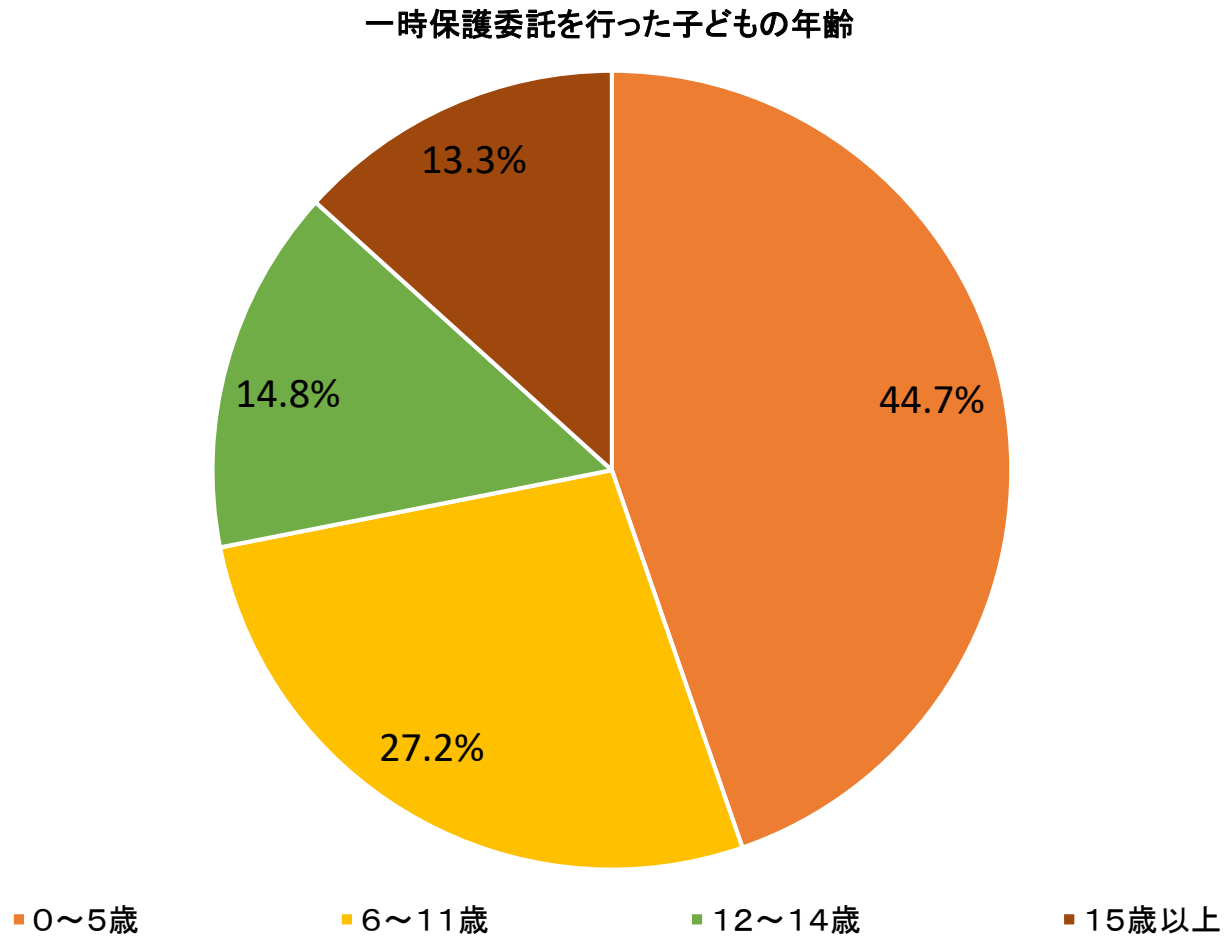
* []は、一時保護総数に占める割合。()は、一時保護委託に占める割合。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【福祉行政報告例】

児童虐待による一時保護委託の状況②

○ 一時保護委託を行った子どもの年齢をみると、0～5歳の割合が最も高く44.7%、次いで6～11歳(27.2%)、12～14歳(14.8%)、15歳以上(13.3%)となっている。(平成30年度)



児童相談所が一時保護委託を選択した理由

○ 平成29年度に実施した調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、委託を選択した理由としては「基本的な生活習慣が自立していない子どものため」が最も多く(32.1%)、次いで一時保護所に空きがなかったため(21.8%)となっている。15歳以上では「通園、通学保障のため」の割合が21.1%と高くなっている。

	合計	一時保護委託を選択した理由(%)												
		一時保護所を設置していないため	一時保護所に空きがなかったため	他の児童相談所が管轄する一時保護所の活用が難しかったため	直ちに一時保護所に連れてくるのが困難であったため	基本的な生活習慣が自立していない子どものため	行動上監護することが極めて困難なため	一時保護後に専門的な機関での対応が見込まれるため	これまでの連続性を保障することが必要であるため	通園、通学保障のため	他の専門機関が援助する場合であったため	医療機関に一時保護委託をする必要があったため	その他	無回答
全体	1,393	6.8	21.8	5.7	5.3	32.1	1.8	6.7	6.9	9.9	1.4	5.2	13.4	1.4
0歳	261	2.7	0.4	1.9	1.5	85.4	0.0	2.3	0.8	0.0	1.1	11.5	4.2	0.0
1～5歳	420	6.0	23.6	5.0	2.1	47.4	0.5	4.3	6.7	4.3	0.2	1.9	10.5	1.4
6～11歳	315	10.8	36.5	9.2	6.0	4.8	1.9	7.0	10.2	13.7	0.3	2.9	17.5	1.9
12～14歳	202	7.9	27.7	6.9	9.4	2.5	4.5	10.9	8.9	17.8	1.5	7.9	14.9	2.5
15歳以上	194	6.7	16.5	5.2	11.9	2.6	4.1	12.9	8.2	21.1	5.7	4.6	24.2	1.5
無回答	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

所内一時保護に比べた場合の一時保護委託のメリット・デメリット

- 平成29年度に実施した調査研究事業における児童相談所へのアンケート調査結果によれば、所内一時保護と比べた場合の（子どもの立場から見た）メリット・デメリットとして、
- ・ メリットとしては、「通園・通学ができる」が最も多く63.1%、次いで「制限の少ない環境で過ごすことができる」(47.0%)、「開放的な環境で過ごすことができる」(45.6%)等が挙げられている。
 - ・ デメリットとしては、「安全性が十分でない」が最も多く55.7%、次いで「児童相談所から一時保護委託先への情報提供が不足しがち」(34.9%)等が挙げられている。

図 31 所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のメリット (n=149：複数回答)

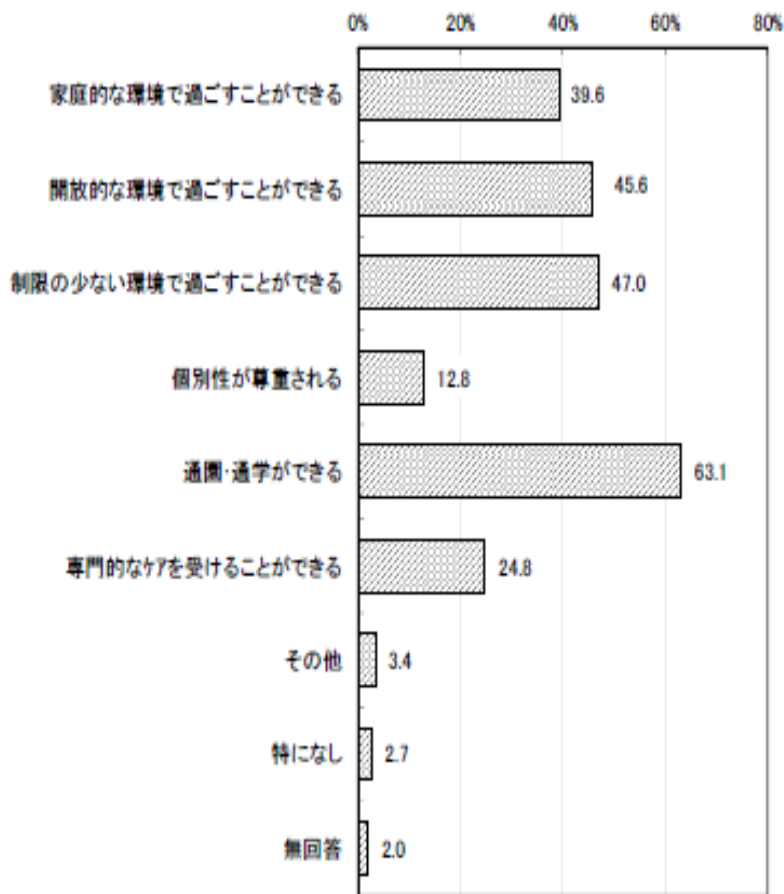
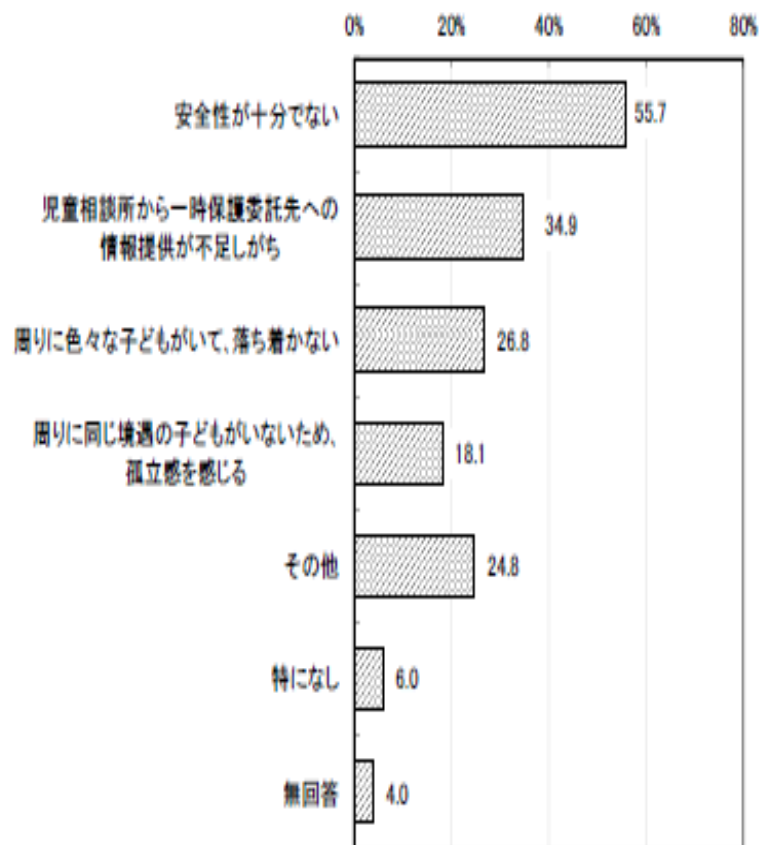


図 32 所内一時保護と比べた場合の一時保護委託のデメリット (n=149：複数回答)



児童相談所設置自治体別 一時保護件数（所内・委託・総数）（実態把握調査より抜粋）

全 国	所内	委託	総数	委託割合
北海道	300	170	470	36.2%
青森県	26	52	78	66.7%
岩手県	69	41	110	37.3%
宮城県	44	13	57	22.8%
秋田県	35	25	60	41.7%
山形県	43	25	68	36.8%
福島県	79	54	133	40.6%
茨城県	65	128	193	66.3%
栃木県	76	71	147	48.3%
群馬県	219	31	250	12.4%
埼玉県	300	221	521	42.4%
千葉県	344	115	459	25.1%
東京都	474	261	735	35.5%
神奈川県	226	139	365	38.1%
新潟県	116	58	174	33.3%
富山県	27	11	38	28.9%
石川県	33	0	33	0.0%
福井県	43	26	69	37.7%
山梨県	27	25	52	48.1%
長野県	56	135	191	70.7%
岐阜県	66	85	151	56.3%
静岡県	73	83	156	53.2%
愛知県	222	370	592	62.5%
三重県	134	171	305	56.1%
滋賀県	85	54	139	38.8%
京都府	74	87	161	54.0%
大阪府	256	286	542	52.8%
兵庫県	93	239	332	72.0%
奈良県	45	38	83	45.8%
和歌山県	36	51	87	58.6%
鳥取県	102	69	171	40.4%
島根県	83	36	119	30.3%
岡山県	88	95	183	51.9%
広島県	121	54	175	30.9%
山口県	40	96	136	70.6%

全 国	所内	委託	総数	委託割合
徳島県	32	23	55	41.8%
香川県	83	100	183	54.6%
愛媛県	51	93	144	64.6%
高知県	66	22	88	25.0%
福岡県	198	217	415	52.3%
佐賀県	39	26	65	40.0%
長崎県	102	120	222	54.1%
熊本県	10	6	16	37.5%
大分県	72	76	148	51.4%
宮崎県	80	89	169	52.7%
鹿児島県	44	65	109	59.6%
沖縄県	113	76	189	40.2%
札幌市	108	58	166	34.9%
仙台市	49	58	107	54.2%
さいたま市	137	92	229	40.2%
千葉市	117	13	130	10.0%
横浜市	438	120	558	21.5%
川崎市	131	82	213	38.5%
相模原市	73	41	114	36.0%
新潟市	58	23	81	28.4%
静岡市	54	23	77	29.9%
浜松市	40	13	53	24.5%
名古屋市	313	111	424	26.2%
京都市	125	96	221	43.4%
大阪市	285	98	383	25.6%
堺市	73	24	97	24.7%
神戸市	116	65	181	35.9%
岡山市	75	44	119	37.0%
広島市	53	31	84	36.9%
北九州市	123	42	165	25.5%
福岡市	130	98	228	43.0%
熊本市	3	4	7	57.1%
横須賀市	43	0	43	0.0%
金沢市	57	14	71	19.7%
明石市	21	0	21	0.0%

【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間（※）に一時保護が終了したケースを対象に調査】

（※）この期間内に一時保護が解除された件数を計上しているため、委託割合は、各自治体の通年での委託状況を反映している訳ではない。

児童養護施設等における都道府県別入所率 （平成31年3月31日時点）

	児童養護施設			乳児院			児童自立支援施設			母子生活支援施設			児童心理治療施設		
	定員数	児童数	入所率	定員数	児童数	入所率	定員数	児童数	入所率	定員数	世帯数	入所率	定員数	児童数	入所率
1 北海道	1,473	1,193	81%	60	42	70%	181	44	24%	181	44	24%	78	42	54%
2 青森県	284	206	73%	37	25	68%	50	9	18%	50	9	18%	30	21	70%
3 岩手県	300	248	83%	43	31	72%	45	8	18%	45	8	18%	50	24	48%
4 宮城県	375	286	76%	85	62	73%	28	16	57%	28	16	57%	30	21	70%
5 秋田県	195	155	79%	30	25	83%	36	19	53%	36	19	53%	0	0	-
6 山形県	233	178	76%	30	14	47%	35	5	14%	35	5	14%	0	1	-
7 福島県	378	310	82%	40	9	23%	50	15	30%	50	15	30%	0	0	-
8 茨城県	751	540	72%	78	56	72%	44	24	55%	44	24	55%	40	30	75%
9 栃木県	512	432	84%	109	69	63%	130	38	29%	130	38	29%	35	19	54%
10 群馬県	412	369	90%	48	35	73%	54	20	37%	54	20	37%	38	17	45%
11 埼玉県	1,401	1,229	88%	214	164	77%	190	75	39%	190	75	39%	60	49	82%
12 千葉県	1,059	808	76%	123	88	72%	70	35	50%	70	35	50%	30	14	47%
13 東京都	2,973	2,874	97%	507	369	73%	252	92	37%	252	92	37%	0	3	-
14 神奈川県	1,884	1,489	79%	257	189	74%	170	65	38%	170	65	38%	163	108	66%
15 新潟県	212	142	67%	52	28	54%	34	15	44%	34	15	44%	0	1	-
16 富山県	195	98	50%	40	8	20%	80	5	6%	80	5	6%	0	0	-
17 石川県	368	208	57%	44	18	41%	60	8	13%	60	8	13%	0	0	-
18 福井県	205	152	74%	33	14	42%	45	9	20%	45	9	20%	0	0	-
19 山梨県	241	181	75%	35	32	91%	25	8	32%	25	8	32%	0	1	-
20 長野県	544	464	85%	57	47	82%	27	12	44%	27	12	44%	35	18	51%
21 岐阜県	577	420	73%	35	34	97%	50	11	22%	50	11	22%	48	22	46%
22 静岡県	741	482	65%	84	70	83%	60	37	62%	60	37	62%	50	45	90%
23 愛知県	1,667	1,395	84%	224	131	58%	160	37	23%	160	37	23%	135	98	73%
24 三重県	410	327	80%	45	32	71%	60	13	22%	60	13	22%	30	27	90%
25 滋賀県	189	154	81%	35	30	86%	80	11	14%	80	11	14%	50	36	72%
26 京都府	739	529	72%	83	69	83%	55	17	31%	55	17	31%	80	52	65%
27 大阪府	2,765	2,200	80%	390	291	75%	419	117	28%	419	117	28%	247	192	78%
28 兵庫県	1,535	1,130	74%	179	112	63%	260	69	27%	260	69	27%	80	73	91%
29 奈良県	320	253	79%	50	22	44%	60	6	10%	60	6	10%	0	0	-
30 和歌山県	366	264	72%	40	34	85%	50	8	16%	50	8	16%	30	20	67%
31 鳥取県	203	158	78%	35	26	74%	36	13	36%	36	13	36%	45	26	58%
32 島根県	170	113	66%	30	21	70%	48	13	27%	48	13	27%	20	16	80%
33 岡山県	652	345	53%	35	15	43%	90	45	50%	90	45	50%	30	17	57%
34 広島県	715	598	84%	59	42	71%	70	14	20%	70	14	20%	91	70	77%
35 山口県	514	378	74%	48	25	52%	90	6	7%	90	6	7%	50	26	52%
36 徳島県	340	214	63%	45	24	53%	36	6	17%	36	6	17%	0	1	-
37 香川県	161	113	70%	29	18	62%	30	13	43%	30	13	43%	30	12	40%
38 愛媛県	536	360	67%	52	39	75%	27	10	37%	27	10	37%	10	14	140%
39 高知県	410	278	68%	30	17	57%	40	18	45%	40	18	45%	30	20	67%
40 福岡県	1,351	981	73%	152	109	72%	60	20	33%	60	20	33%	50	48	96%
41 佐賀県	249	154	62%	20	19	95%	22	5	23%	22	5	23%	40	16	40%
42 長崎県	535	346	65%	40	20	50%	45	18	40%	45	18	40%	55	40	73%
43 熊本県	691	602	87%	60	50	83%	50	10	20%	50	10	20%	50	43	86%
44 大分県	374	321	86%	20	14	70%	32	10	31%	32	10	31%	30	14	47%
45 宮崎県	425	342	80%	35	26	74%	15	5	33%	15	5	33%	35	23	66%
46 鹿児島県	808	575	71%	60	53	88%	40	8	20%	40	8	20%	50	32	64%
47 沖縄県	388	314	81%	20	10	50%	30	6	20%	30	6	20%	30	14	47%
計	31,826	24,908	78%	3,857	2,678	69%	3,621	1,068	29%	3,621	1,068	29%	1,985	1,366	69%

※ 児童数は、各都道府県が行った措置等（一時保護委託は含まない。）により各種施設に入所している児童の数であり、必ずしも各管内の施設に入所する児童数と一致しない。
 なお、政令市、児童相談所設置市については、当該自治体が含まれる都道府県との間で、それぞれの管内の施設に措置を行うことが多いと思われることから、上記表においては、都道府県と合算して示している。
【平成30年度福祉行政報告例】

都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(平成31年3月末現在)

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	③	率	⑤	⑥		
	①	② (①/⑦)		④ (③/⑦)			⑦ (①+③+⑤)	
北海道	599	32.7%	(6)	42	2.3%	1,193	65.0%	1,834
青森県	89	27.8%	(11)	25	7.8%	206	64.4%	320
岩手県	99	26.2%	(14)	31	8.2%	248	65.6%	378
宮城県	182	34.3%	(3)	62	11.7%	286	54.0%	530
秋田県	25	12.2%	(46)	25	12.2%	155	75.6%	205
山形県	48	20.0%	(23)	14	5.8%	178	74.2%	240
福島県	104	24.6%	(16)	9	2.1%	310	73.3%	423
茨城県	120	16.8%	(34)	56	7.8%	540	75.4%	716
栃木県	119	19.2%	(24)	69	11.1%	432	69.7%	620
群馬県	85	17.4%	(32)	35	7.2%	369	75.5%	489
埼玉県	394	22.0%	(20)	164	9.2%	1,229	68.8%	1,787
千葉県	354	28.3%	(10)	88	7.0%	808	64.6%	1,250
東京都	570	14.9%	(41)	369	9.7%	2,874	75.4%	3,813
神奈川県	355	17.5%	(30)	189	9.3%	1,489	73.2%	2,033
新潟県	138	44.8%	(1)	28	9.1%	142	46.1%	308
富山県	24	18.5%	(26)	8	6.2%	98	75.4%	130
石川県	42	15.7%	(39)	18	6.7%	208	77.6%	268
福井県	33	16.6%	(35)	14	7.0%	152	76.4%	199
山梨県	86	28.8%	(9)	32	10.7%	181	60.5%	299
長野県	98	16.1%	(36)	47	7.7%	464	76.2%	609
岐阜県	87	16.1%	(37)	34	6.3%	420	77.6%	541
静岡県	207	27.3%	(12)	70	9.2%	482	63.5%	759
愛知県	276	15.3%	(40)	131	7.3%	1,395	77.4%	1,802
三重県	145	28.8%	(8)	32	6.3%	327	64.9%	504

	里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	③	率	⑤	⑥		
	①	② (①/⑦)		④ (③/⑦)			⑦ (①+③+⑤)	
滋賀県	96	34.3%	(4)	30	10.7%	154	55.0%	280
京都府	96	13.8%	(42)	69	9.9%	529	76.2%	694
大阪府	396	13.7%	(43)	291	10.1%	2,200	76.2%	2,887
兵庫県	257	17.1%	(33)	112	7.5%	1,130	75.4%	1,499
奈良県	58	17.4%	(31)	22	6.6%	253	76.0%	333
和歌山県	77	20.5%	(21)	34	9.1%	264	70.4%	375
鳥取県	60	24.6%	(15)	26	10.7%	158	64.8%	244
島根県	41	23.4%	(19)	21	12.0%	113	64.6%	175
岡山県	113	23.9%	(17)	15	3.2%	345	72.9%	473
広島県	121	15.9%	(38)	42	5.5%	598	78.6%	761
山口県	101	20.0%	(22)	25	5.0%	378	75.0%	504
徳島県	35	12.8%	(45)	24	8.8%	214	78.4%	273
香川県	41	23.8%	(18)	18	10.5%	113	65.7%	172
愛媛県	88	18.1%	(27)	39	8.0%	360	73.9%	487
高知県	68	18.7%	(25)	17	4.7%	278	76.6%	363
福岡県	406	27.1%	(13)	109	7.3%	981	65.6%	1,496
佐賀県	78	31.1%	(7)	19	7.6%	154	61.4%	251
長崎県	78	17.6%	(28)	20	4.5%	346	77.9%	444
熊本県	87	11.8%	(47)	50	6.8%	602	81.5%	739
大分県	166	33.1%	(5)	14	2.8%	321	64.1%	501
宮崎県	57	13.4%	(44)	26	6.1%	342	80.5%	425
鹿児島県	133	17.5%	(29)	53	7.0%	575	75.6%	761
沖縄県	172	34.7%	(2)	10	2.0%	314	63.3%	496
全国	7,104	20.5%		2,678	7.7%	24,908	71.8%	34,690

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

【出典】平成30年度福祉行政報告例

児童相談所設置自治体別の登録里親数及び児童が委託されている里親数

	認定及び登録里親数					児童が委託されている里親数				
	総数	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	総数	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
全 国	12315	10136	702	588	4238	437 9	3441	193	558	317
北 海 道	530	495	55	14	60	241	223	8	13	12
青 森 県	121	109	20	8	33	46	36	4	7	3
岩 手 県	190	151	7	27	76	77	48	1	27	1
宮 城 県	184	138	8	24	14	66	36	4	24	2
秋 田 県	84	58	4	3	34	19	16	-	2	1
山 形 県	93	83	9	1	53	31	24	1	1	5
福 島 県	204	165	8	9	91	77	56	3	9	9
茨 城 県	262	190	11	14	99	88	65	1	15	7
栃 木 県	272	233	14	13	119	86	60	2	13	12
群 馬 県	153	112	10	7	78	48	36	2	7	5
埼 玉 県	542	538	27	3	385	180	159	8	3	16
千 葉 県	500	436	20	30	224	183	139	3	30	12
東 京 都	852	564	12	6	270	380	338	5	6	31
神 奈 川 県	226	224	11	2	91	98	92	4	2	-
新 潟 県	153	141	10	13	80	64	43	4	13	4
富 山 県	77	66	5	2	42	19	17	-	2	-
石 川 県	70	46	3	5	19	18	13	2	5	-
福 井 県	105	67	1	12	43	31	13	-	11	6
山 梨 県	152	142	3	10	-	57	47	1	10	-
長 野 県	179	112	14	7	99	56	40	9	7	4
岐 阜 県	196	174	12	4	85	47	31	3	4	9
静 岡 県	306	271	13	5	168	77	71	6	4	9
愛 知 県	415	405	25	4	266	105	72	11	3	22
三 重 県	220	183	21	18	43	92	67	10	18	4
滋 賀 県	177	155	7	5	56	42	33	-	4	5
京 都 府	105	71	3	2	29	32	28	1	2	2
大 阪 府	244	157	5	8	79	90	69	1	8	13
兵 庫 県	419	379	24	26	122	138	101	13	24	5
奈 良 県	121	92	6	5	49	32	23	3	5	2
和 歌 山 県	128	121	15	6	-	37	31	2	5	1
鳥 取 県	104	72	11	7	25	33	25	4	7	-
島 根 県	118	103	17	4	40	30	18	6	4	3
岡 山 県	129	115	12	6	12	45	40	-	5	-
広 島 県	136	126	2	5	47	53	44	-	5	4

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

	認定及び登録里親数					児童が委託されている里親数				
	総数	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	総数	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
山 口 県	183	150	20	14	73	52	35	5	13	-
徳 島 県	63	50	4	8	16	27	19	1	7	1
香 川 県	74	57	3	-	23	26	25	-	-	5
愛 媛 県	152	141	2	10	67	35	23	-	10	2
高 知 県	82	54	3	22	11	45	25	-	18	2
福 岡 県	233	173	7	30	30	89	57	1	27	5
佐 賀 県	132	87	4	8	69	45	31	-	7	7
長 崎 県	158	110	16	12	77	50	33	5	11	4
熊 本 県	101	76	13	4	35	30	27	-	4	1
大 分 県	180	151	9	2	27	82	74	5	2	3
宮 崎 県	127	121	12	6	47	40	34	6	7	7
鹿 児 島 県	182	136	11	32	71	86	42	2	32	11
沖 縄 県	255	208	27	13	46	96	92	2	6	2
札 幌 市	246	212	27	13	21	118	101	10	13	4
仙 台 市	156	101	10	10	45	52	38	3	10	2
さいたま市	179	178	15	1	10	52	43	6	1	2
千 葉 市	86	61	5	4	22	28	24	-	4	-
横 浜 市	175	129	1	4	42	64	54	-	4	6
川 崎 市	156	108	9	6	39	60	47	3	6	6
相 模 原 市	62	61	1	-	6	22	22	-	-	-
新 潟 市	122	72	1	4	45	34	30	-	4	-
静 岡 市	87	85	8	1	4	48	46	6	1	-
浜 松 市	92	92	4	-	42	23	18	2	-	3
名 古 屋 市	192	148	3	9	90	72	52	-	9	11
京 都 市	121	79	10	18	64	39	13	6	18	2
大 阪 市	129	120	1	5	31	56	48	1	5	2
堺 市	74	60	3	5	9	26	18	-	5	3
神 戸 市	133	128	3	5	47	45	37	2	5	3
岡 山 市	70	66	5	1	18	22	20	-	1	1
広 島 市	78	73	8	4	7	35	32	2	3	-
北九州 市	90	74	7	10	43	34	23	-	9	2
福 岡 市	221	155	14	11	85	82	63	-	10	9
熊 本 市	76	58	7	-	27	16	15	-	-	1
横 須 賀 市	29	25	2	-	4	16	16	1	-	-
金 沢 市	52	43	2	1	14	14	10	2	1	1

【平成30年度福祉行政報告例】

一時保護の委託費について

○一時保護委託を受けた者に支払われる費用等は以下のとおり。

【一般生活費】(1日当たり)

一時保護された日から5日目まで	4,280円(①)
6日目から30日目まで	1,180円(②)
31日目以降	1,690円(③)

(※) ①と②を平均すると③の単価となる。食費を除く被服費等の諸費用が初日から5日目までに全額支出することができるよう、5日までの単価を高く設定している。

$$(4,280円 \times 5日) + (1,180円 \times 25日) = 50,900円$$
$$50,900円 \div 30日 = 1,696円$$

(※) 上記は、乳児以外の児童に係る単価となっている。

【一時保護委託手当】(1日当たり)

一時保護委託児童数 × 4,500円

(※) 施設の空き定員を活用する場合など、児童養護施設等で事務費(人件費等)が支弁されている施設等は対象外。
(対象外となる施設等)

- ・一時保護委託を受託した場合、事務費が支弁される施設(児童養護施設等)
- ・病院等医療機関
- ・警察
- ・都道府県(指定都市・児童相談所設置市を含む。)において一時保護委託手当の支弁が適当でないと判断する委託先

3. 児童相談所の調査権の在り方について

現状

- 児童相談所は、児童及び家庭について必要な調査を行うことや児童虐待を受けたと思われる児童に関する通告を受けた際にその安全確認を行うことがその業務とされている(児童福祉法第12条第2項・第11条第1項第2号口、児童虐待の防止等に関する法律(以下「虐防法」という。)第8条第1項)。
- この点、児童相談所による関係機関に対する調査権限については、平成28年の虐防法の改正により、児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できることとされた(虐防法第13条の4)。
 - ※ それ以前は、地方公共団体の機関のみが対象だった。
 - ※ その他、調査・安全確認のための権限としては、都道府県知事による出頭命令(虐防法第8条の2)、立入調査(虐防法第9条)、再出頭要求(虐防法第9条の2)、臨検捜索(虐防法第9条の3。ただし、裁判官の令状が必要)があるが、これらはいずれも関係機関に対するものではない。
- 他方、児童相談所が情報提供を求めても、病院、私立の保育所、警察その他関係機関等から情報提供を拒まれる事例があることが指摘されており、令和2年8月の全国児童相談所長会からの要請においても、児相に対象機関を限定しない調査権限を付与し、かつ、照会先に対し応答義務を課すなど児相の情報収集能力を強化してほしい旨要望がされている。
- 平成28年に行われた「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」では、一時保護に司法審査を導入するのであれば、児童相談所の調査機能・権限を強化すべきとの指摘があり、同検討会に資料として提出された日本弁護士連合会からの意見書においても、「児童相談所の調査権限が不十分なままで、司法審査に耐えうる資料の提出を児童相談所に求めることでよいのかという点の検討も必要」とされている。それらを受け、とりまとめにおいても「児童相談所の調査機能・権限の強化」に言及されている。

論点

- 児童相談所が関係機関等からの情報収集をより円滑に行えるようにするため、どのような施策が考えられるか。
 - ※ 例えば、児童相談所長が、関係機関等に対し、資料や情報の提供等を求めることができることとした上、関係機関等に対し、応諾義務を課すことについてどのように考えるか。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

2 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項第二号(イを除く。)及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

(参考) 要保護児童対策地域協議会による関係機関等に対する調査権限

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者(次項において「延長者等」という。)を含む。次項に同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他のにおいて関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第25条の3 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(抄)

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(臨検、搜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

(資料又は情報の提供)

第13条の4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

安全確認、出頭要求、立入調査、臨検・搜索等の件数の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	計
安全確認	36,255	38,759	49,407	52,064	58,370	64,806	80,292	93,705	111,572	120,150	155,394	860,774
出頭要求	44	29	66	31	37	41	35	32	51	56	65	487
立入調査	148	148	202	91	86	84	114	85	119	75	68	1,220
再出頭要求	2	4	7	2	5	1	10	4	8	3	6	52
臨検・搜索	1	4	2	1	1	0	1	1	1	5	6	23

【福祉行政報告例】

4. 一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方について

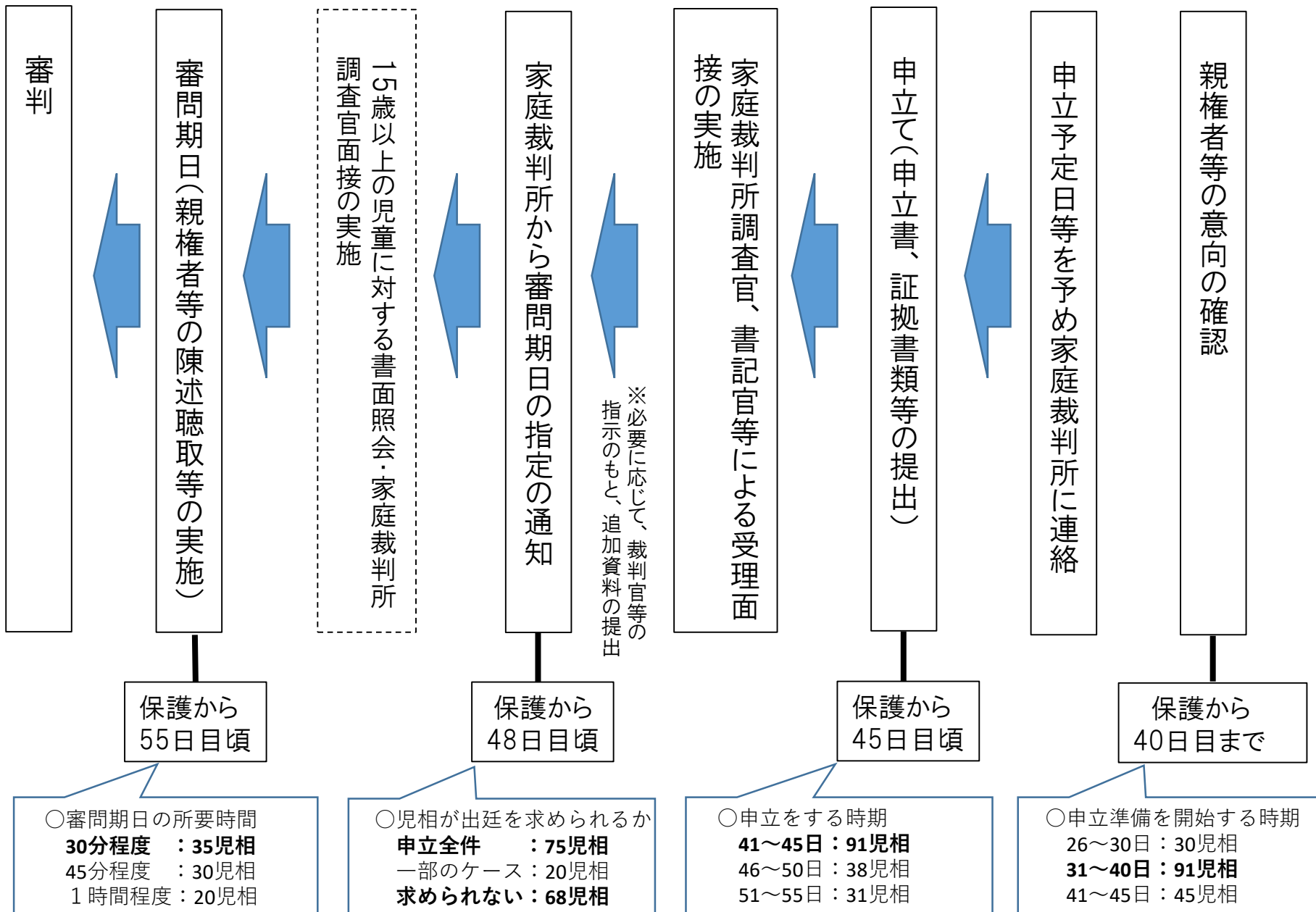
現状

- 平成29年の児童福祉法改正により、2ヶ月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合には、児童相談所長又は都道府県知事は家庭裁判所の承認を得なければならないものとされた。(平成30年4月施行)
※ 引き続き一時保護を行った後も2ヶ月を超えようとするごとに家庭裁判所の承認が必要
- 今般、実施した実態把握調査によれば、一時保護件数のうち2ヶ月未満が84%となっている。
また、一時保護期間の分布の状況は、制度改正前の前回調査(平成28年4月～7月)と改正後の今回調査(平成31年4月～7月)で傾向に大きな変化は見られなかったところ。
- 親権者の同意のない一時保護は、保護開始時点では全体の22%程度、2ヶ月経過時点では全体の8%となっている。
- 現行制度上、一時保護決定についての事後救済は行政不服審査法に基づく不服審査又は行政事件訴訟法に基づく取消訴訟で対応されている。(前者は令和元年度に決定した事案が137件、後者は令和元年度に判決が確定した事案が8件)
- また、2ヶ月を超えて一時保護を行う場合の家庭裁判所の審判手続においては、家事事件手続法により15歳以上の児童からは必ず意見を聴取することとしているほか、15歳未満の児童についても、陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査など適切な方法により、子の意思を把握するように努め、子の年齢や発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないとしている。

論点

- 平成29年改正で導入された2ヶ月超えの親権者等の意に反する一時保護に関する司法審査についてどのように評価するか。
※ 家庭裁判所の審査を導入した効果として「一時保護期間を短縮する意識が高まった」、「一時保護期間を意識して計画的なケースワークをするようになった」と考えている児童相談所があった一方で、全国的な一時保護期間の分布は制度導入前と傾向に変化はないことや実態把握調査で7割の児童相談所がこれ以上の司法関与の強化の必要はないと回答していることをどう考えるか。
- 平成29年改正で導入された司法審査の実態を踏まえ、一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方(事後救済を含む)についてどう考えるか。
- 審判の申立書類の作成に要する時間が児童相談所によりバラツキがあること、書類の作成は担当児童福祉司が担っている場合が多いことを考えると、常勤弁護士配置等、法律関係業務を効率的に処理するための児童相談所の体制整備も推進していく必要があるのではないか。
- 家庭裁判所の審判手続における子どもの意見聴取の在り方をどのように考えるか。

引き続きの一時保護の承認の審判の審理手続の流れ（例）



※吹き出し内の数値は、実態把握調査の結果より抜粋

児童福祉法第33条第5項の規定による家庭裁判所の審判の件数及び結果の内訳

(件)

	既済総数	認容	却下	取り下げ	その他
平成30年(※)	328	276	11	41	0
令和元年	524	427	5	90	2

【出典：司法統計】

- それぞれ各年の1月1日から12月31日までの件数を計上。
- 終局区分の「その他」は、移送、当然終了等である。
- 28条1項事件とは児童福祉法第28条第1項の規定による都道府県の措置についての承認の審判事件、28条2項事件とは児童福祉法第28条第2項ただし書きの規定による都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件、33条5項事件とは、児童福祉法第33条5項の規定による児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件をいう。
- (※) 「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)の施行日(平成30年4月2日)から平成30年12月31日までの件数

児福法第33条1項又は第2項に基づく一時保護決定について、行政不服審査、取消訴訟、賠償請求訴訟の件数及びその結果(実態把握調査より抜粋)

(件)

	児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する行政不服審査					児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護決定に関する訴訟									
						取消訴訟					賠償請求訴訟				
	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ	事件数	認容	棄却	却下	取り下げ
平成30年度	105	0	21	51	33	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
令和元年度	137	0	14	61	62	8	0	0	2	6	0	0	0	0	0

- 平成30年度及び令和元年度に決定若しくは判決が確定した事例

一時保護開始後の各時点における一時保護件数と、当該時点における親権者の同意の有無 (実態把握調査より抜粋)

【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査した結果を年の件数に換算
(ローデータを3倍)したもの】

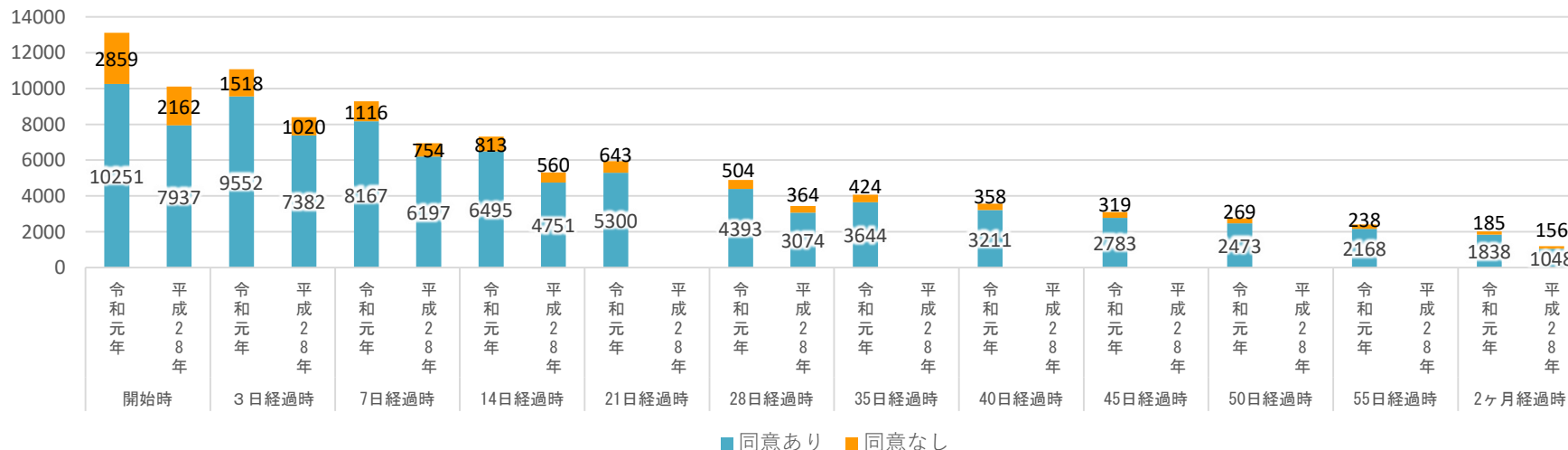
	開始時	3日経過時	7日経過時	14日経過時	21日経過時	28日経過時	35日経過時	40日経過時	45日経過時	50日経過時	55日経過時	2ヶ月経過時
総数	39330	33261	27867	21942	17814	14637	12135	10626	9324	8226	7173	6027
同意あり	30753	28731	24537	19518	15900	13146	10884	9597	8394	7455	6510	5520
同意なし	8577	4530	3330	2424	1914	1491	1251	1029	930	771	663	507

5.8倍

2.9倍

(参考) 平成28年の同種調査

	開始時	3日経過時	7日経過時	14日経過時	21日経過時	28日経過時	35日経過時	40日経過時	45日経過時	50日経過時	55日経過時	2ヶ月経過時
総数	30297	25206	20853	15933	(集計なし)	10314	(集計なし)	(集計なし)	(集計なし)	(集計なし)	(集計なし)	3612
同意あり	23811	22146	18591	14253	(集計なし)	9222	(集計なし)	(集計なし)	(集計なし)	(集計なし)	(集計なし)	3144
同意なし	6486	3060	2262	1680	(集計なし)	1092	(集計なし)	(集計なし)	(集計なし)	(集計なし)	(集計なし)	468



【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象にした調査と平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間の同様の調査の結果を比較】

児童相談所における弁護士の活用状況等

【家庭福祉課調べ】

調査時点	児童相談所数	常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数))		非常勤職員 (配置割合 (÷児童相談所数))		弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合 (÷児童相談所数))
		箇所数	人数	箇所数	人数	
令和2年4月1日	219 箇所	13 箇所 (5.9%) ※1	16人	110 箇所 (50.2%)	157人	96 箇所 (43.8%)
平成31年4月1日	215 箇所	11 箇所 (5.1%)	14人	94 箇所 (43.7%)	156人	110 箇所 (51.2%)
平成30年4月1日	211 箇所※2	7 箇所 (3.3%)	9人	85 箇所 (40.3%)	136人	119 箇所 (56.4%)
平成29年4月1日	210 箇所	6 箇所 (2.9%)	6人	82 箇所 (39.0%)	105人	122 箇所 (58.1%)
平成28年4月1日	209 箇所	4 箇所 (1.9%)	4人	31 箇所 (14.8%)	47人	174 箇所 (83.3%)

(※1) 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県 (1箇所、1人)、福岡県 (1箇所、1人)、横浜市 (1箇所、1人)、川崎市 (1箇所、1人)、新潟市 (1箇所、2人 (本庁と兼任))、名古屋市 (3箇所、3人)、大阪市 (1箇所、1人)、神戸市 (1箇所、1人)、福岡市 (1箇所、1人)、江戸川区 (1箇所1人)、明石市 (1箇所、3人)

(※2) 名古屋市が5月に児童相談所を1箇所増設したため、5月より 211 箇所

児福法第33条第5項の申立書類及び同法第28条第1項各号の申立書類の主に書面の作成を担う者 (実態把握調査より抜粋)

		児童福祉法第33条第5項の申立書類について作成を担う者				
		児童福祉司	法務担当事務職員	弁護士 (常勤)	弁護士 (非常勤、契約・嘱託、その他)	その他 (※1)
施設入所等の措置の承認審判の申立書類の作成を担う者	児童福祉司	55	2	0	2	0
	法務担当事務職員	0	0	0	0	0
	弁護士 (常勤)	1	0	9	2	1
	弁護士 (非常勤、契約・嘱託、その他)	41	1	1	77	7
	その他 (※2)	11	0	0	0	7

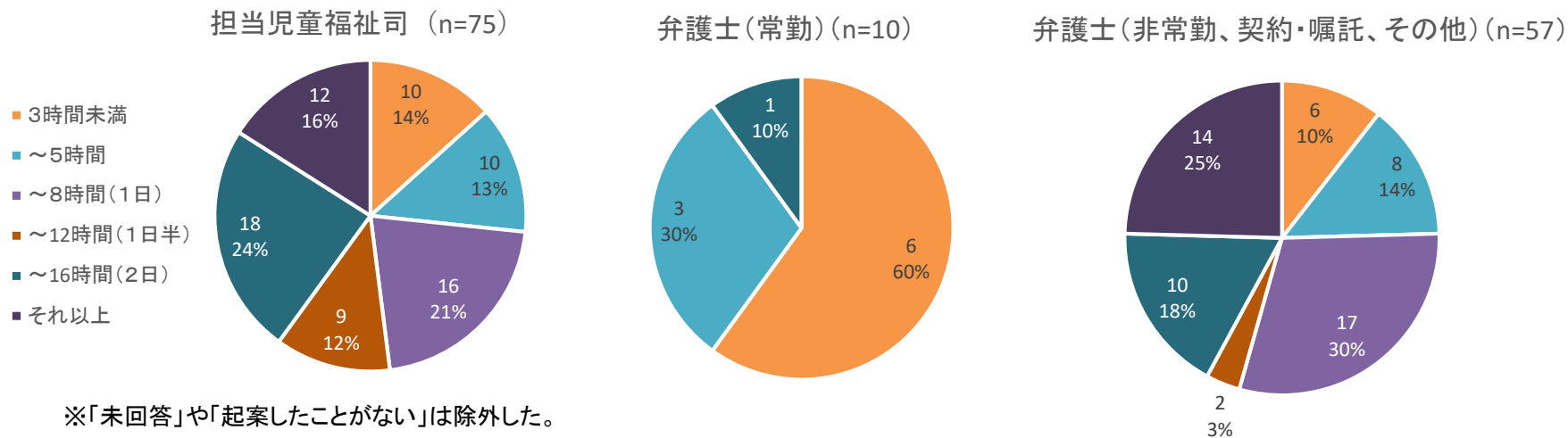
※「法務担当事務職員」とは、児童相談所において、児童福祉司等以外の特定の事務職員を法務関係の事務処理に従事させる体制をとっている場合

(※1) 「その他」は、児童福祉司・弁護士の共同作成、SV、課長級職員などである。

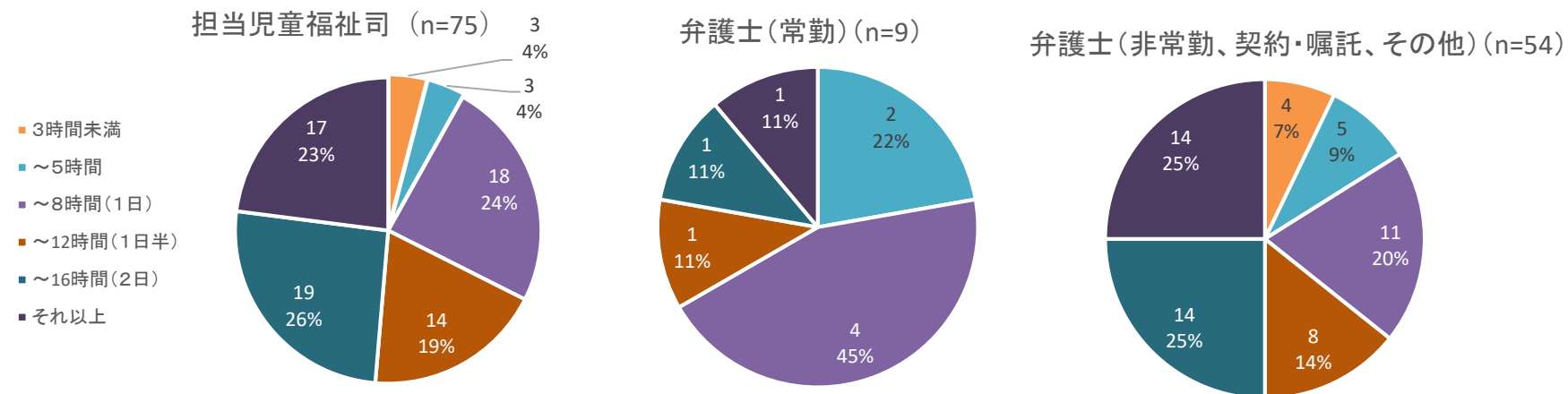
(※2) 「その他」は、児童福祉司・弁護士・SV等で作業分担などである。

一時保護の延長の承認審判の申立書類の作成主体別の所要時間（実態把握調査より抜粋）

○ 申立書類のうち、申立書本体（証拠書類等を除く。）の作成の1件あたりの平均所要時間（作成主体別）



○ 申立書類のうち、証拠書類（児童福祉司が作成する報告書等を含む。）の作成の1件あたりの平均所要時間（作成主体別）



一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方に関する児童相談所の意識調査① (実態把握調査より抜粋)

- 児童相談所が行う一時保護について、親権者等の提起する行政訴訟や児童福祉法第33条第5項の審判に加えて、司法審査(注)の 절차를強化することが必要と思うか

(注)「司法審査」とは家庭裁判所の許可・承認を受ける手を指すが、「手続の強化」については新たに司法審査を行う手続の追加、既存の司法審査の頻度の増加の双方が含まれる。

選択肢	回答数	回答割合
必要である	34	15%
必要でない	155	71%
その他	30	14%

(参考) H28年の実態把握調査の結果

児童相談所が行う一時保護について、保護者が提起する行政訴訟の他に司法手続を強化することが必要か

必要である	74	35%
必要でない	76	36%
その他	59	28%

- 児童相談所が行う一時保護について、児童福祉法第33条第5項の審判に加えて、仮に司法審査の手を強化する場合に、どの場合を対象とすることが望ましいか。

- 一時保護の延長の審判の頻度について

選択肢	回答数	回答割合
児童相談所の負担にも配慮した手続についても検討の上であれば、児童福祉法第33条第5項の審判が必要となる期間を短縮(注)すべき	10	5%
現行制度のまま、児童福祉法第33条第5項の審判が必要となる期間を短縮(注)すべき	0	0%
現行の2ヶ月のままでよい	209	95%

(注)例えば現行の2ヶ月を短縮して1ヶ月とする

一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方に関する児童相談所の意識調査② (実態把握調査より抜粋)

○(続き) 児童相談所が行う一時保護について、児童福祉法第33条第5項の審判に加えて、仮に司法審査の手続を強化する場合に、どの場合を対象とすることが望ましいか

・ 一時保護の開始決定について

選択肢	回答数	回答割合	H28調査比較
司法による事前審査(注1)を導入すべき(注3)	14	7%	41 (20%)
司法による事後審査(注2)を導入すべき(注3)	27	12%	69 (33%)
現行制度のままでよい	167	76%	99 (47%)
その他	11	5%	—

※「司法審査導入は不要」と回答した数

(注1)一時保護の開始前に家庭裁判所の承認を必要とすること

(注2)一時保護の開始後一定期間以内に家庭裁判所の承認を必要とすること

(注3)例えば、児福祉法第33条第5項の家事審判とは異なる形式での義務的司法審査の導入や裁判所による不服審査制度など、児童相談所の負担にも配慮した手続の在り方の検討を併せて行うことを前提として回答を求めた。

・ 児福祉第33条5項の審判を導入した効果(主なもの)

効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法のお墨付きをもらえることで、親権者等に指導しやすく、納得も得られやすい ・ 一時保護期間を意識して計画的なケースワークをするようになった ・ 一時保護期間を短縮する意識が高まったり、実際に短くなった ・ 第三者の判断により一時保護の客観性・適法性が担保される ・ 親権者等との対立を避けられ、児相の役割が明確になる ・ 親権者等や児童への過度の権利制限を抑止できる ・ 親権者等に対する説明をより丁寧に行うようになった ・ 申立前の段階においても親権者等から一時保護への納得感が得られやすい ・ 28条措置の手続を円滑に進めることができるようになった
----	---

一時保護に関する家庭裁判所の審査の在り方に関する児童相談所の意識調査③ (実態把握調査より抜粋)

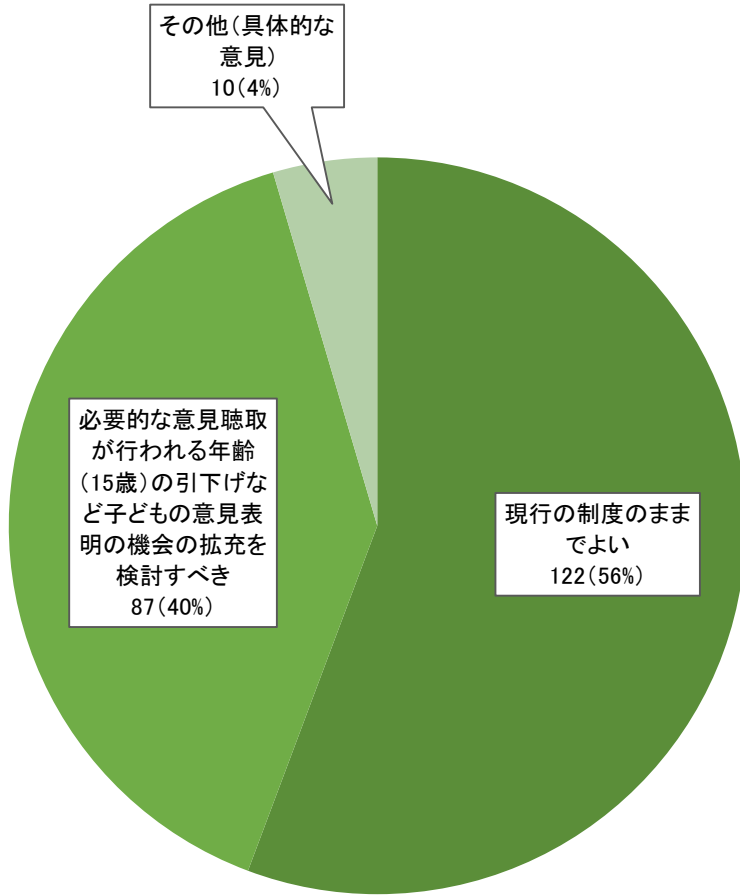
○ 児童福祉法第33条5項の審判に関し、課題と感ずる事項とそれに対する改善策(主なもの)

課題	改善策
事務量が膨大で負担が大きい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤弁護士の配置 ・ 様式の作成 ・ 提出書類等の簡素化 ・ 人員の増加 ・ 協力弁護士の利用 ・ 事務の簡易化一般
2ヶ月経過の直前で親権者等が同意を撤回したときの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要書類のスリム化 ・ 細かく同意の有無を確認する ・ 直前の翻意の場合、申立の期限を延長 ・ 不同意を想定した書類の作成
調査などのための期間が足りない	<ul style="list-style-type: none"> ・ なるべく早く保護延長につき親権者等に説明した上でケースワークする ・ 調査等のための人員を増やす ・ 手続の簡素化
証拠書類の非開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類の簡素化 ・ 非開示の上申を付して提出した資料については非開示を原則とする旨の規定を家事事件手続の中に設ける ・ 非開示にした資料を考慮しない運用を改めるよう各家庭裁判所に周知すべき ・ 裁判所の証拠採用の方法についての法律改正
業務負担からケースワーク等に支障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士の活用 ・ 申立書類の簡素化 ・ 人員増 ・ 法務担当事務職員の配置

家事審判手続における子どもの意向等の聴取について（実態把握調査より抜粋）

◇ 家事審判手続における子どもからの意見聴取その他意思の把握方法について、現行制度（15歳以上の児童からは必ず聴取）でよいとの意見が多い一方で、年齢引き下げなど子どもの意見表明機会の拡充を検討すべきとの意見も40%あった。

○ 現行の家事審判手続に関して、子どもからの意見聴取その他意思の把握の方法についてどのように考えるか



選択肢	回答数	主な回答内容
現行の制度（注）のまま でよい	122	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の制度で問題がない ・ 現行制度でも、子どもの意見表明の機会はおおむね保証されていると考えるため ・ 調査官が子どもの意見を聴取しているため ・ 児童福祉司、児童心理司が子どもの意見を聴取しているため
必要な意見聴取が行われる年齢（15歳）の引下げなど子どもの意見表明の機会の拡充を検討すべき	87	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15歳以下でも設けるべき <ul style="list-style-type: none"> - 具体的な年齢の記載はなし - 就学年齢以上の児童 - 9歳以上 - 小学校高学年・10歳以上 - 12歳以上 - 中学生以上 ・ 一律に年齢で区別すべきではない ・ 全件、調査官の面接による子どもの意思の把握を検討することが必要と思われる ・ 意見表明の機会は拡大すべき
その他（具体的な意見）	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児童の心身状態等に適した聞き取り者等の選択が必要 ・ 子どもから確実に意見聴取するシステムを構築する方が先決と考える ・ 児童相談所として、審判に当たって子供の意見陳述が必要であると判断した場合は、申立時にあわせて裁判所にその旨を申し立てることが必要 ・ 児童の意見表明の機会の拡充は必要であるが、聴取は慎重に進める必要がある ・ どの年齢の児童からも意見聴取をすべきだが、適切な手法での実施が必要 ・ 現状、調査官調査が予定されていない手続において意見聴取の方法を検討すべき ・ 一時保護・延長時の司法審査の導入を前提として、いずれの場合も家裁調査官による意見聴取をすべき。その際は原則年齢制限をなくすべき ・ 子どもの意見は参考程度の扱いとせざるをえない ・ 児童からの意見聴取が必ずしも児童の福祉を担保しない

（注）家事事件手続法の下で、15歳以上の児童からは必ず意見を聴取するほか、15歳未満の児童についても、陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査など適切な方法により、子の意思を把握するように努め、その意思を考慮しなければならないとされている。